

月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料

令和8年1月22日

内閣府

<日本経済の基調判断>

<現状> 【判断維持】

景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。

(先月の判断) 景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。

<先行き>

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

<政策の基本的態度>

政府は、「経済あつての財政」を基本とし、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築する。

今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（11月21日閣議決定）及びその裏付けとなる令和7年度補正予算を速やかに執行する。

政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。

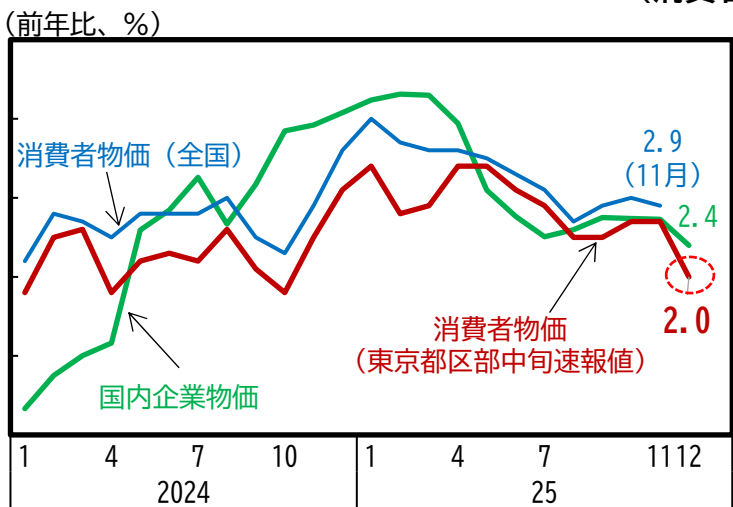
日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

日本経済を見るポイント（直近の物価動向と変化の兆し）

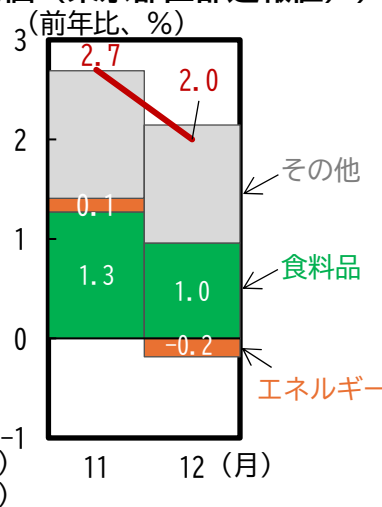
- ◆ 12月の物価動向には変化の兆しが見られた。物価高の主因である食料品価格の上昇が鈍化し、エネルギー価格は政策効果により低下した（1図）。先行きに重要な原油価格は低下傾向にあり、米の取引関係者による価格見通しは下落に転じた（2図）。
- ◆ 食品関係輸入価格の上昇が落ち着きつつある中で（3図）、本年春までに予定される食品値上げ品目数は昨年比6割程度に減少した（4図）。物価上昇の鈍化の兆しが定着していくが注視していく。

1図 物価動向

①物価上昇率

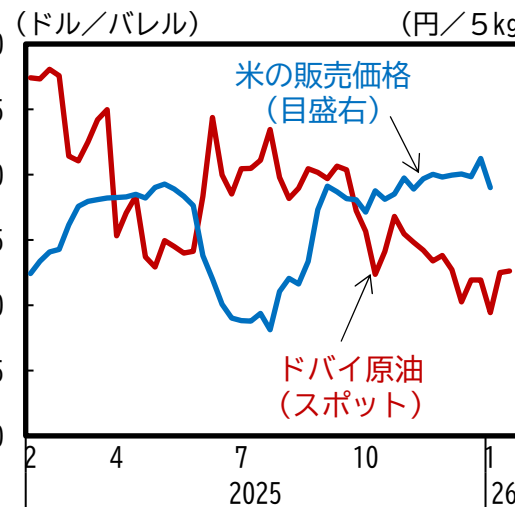


②11月から12月の鈍化要因 (消費者物価 (東京都区部速報値))

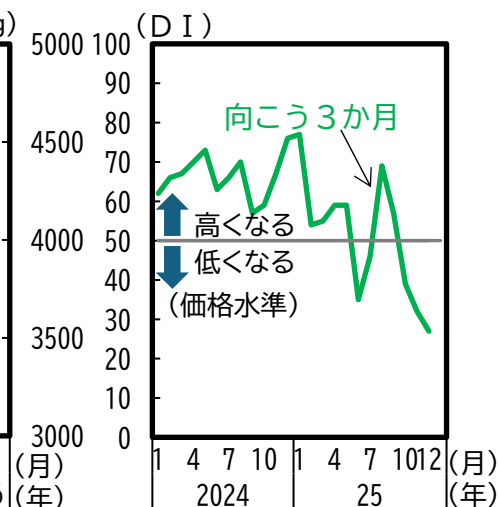


2図 注目品目の価格動向

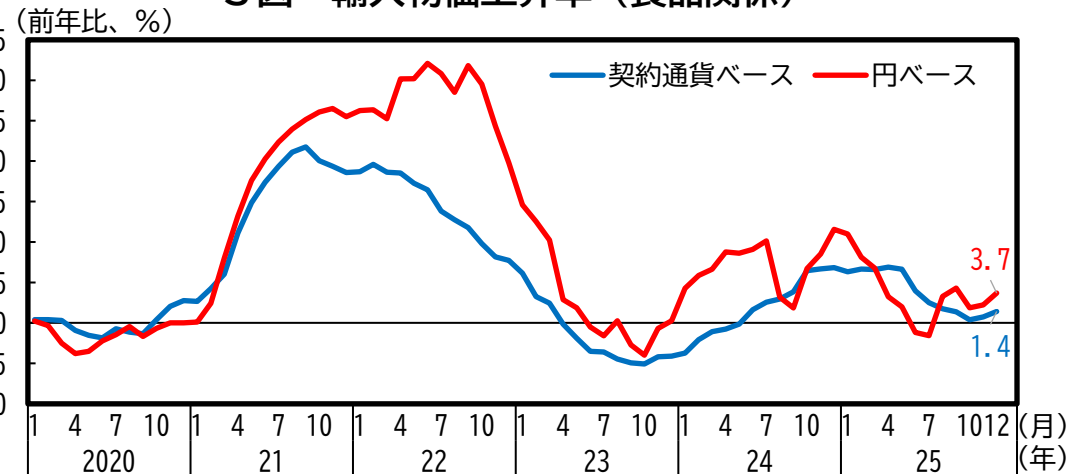
①原油価格と米価格 (スーパー販売価格)



②米の価格見通し

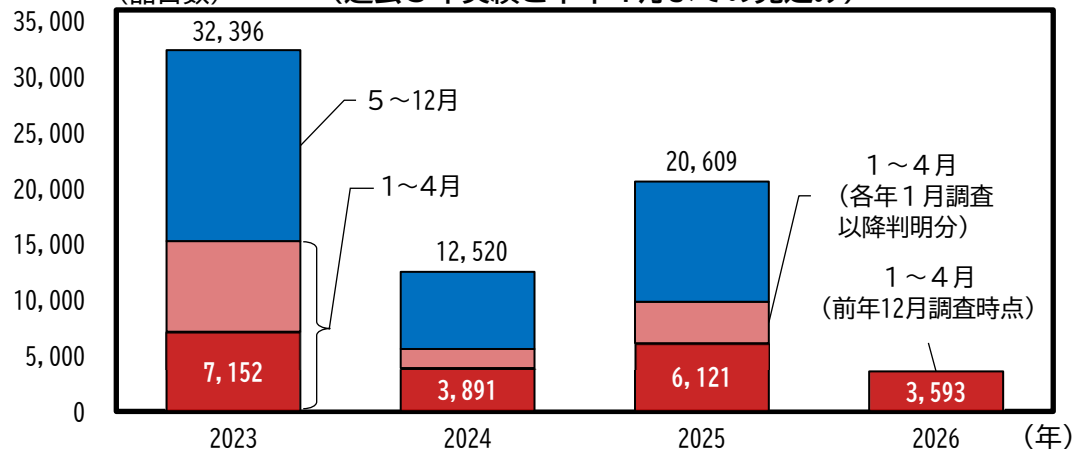


3図 輸入物価上昇率 (食品関係)



4図 食品値上げ品目数

(過去3年実績と本年4月までの見込み)



(備考) 1. 1図は、総務省「消費者物価指数」、日本銀行「企業物価指数」により作成。

2. 2図は、日経NEEDS、農林水産省「スーパーでの販売数量・価格の推移 (KSP-POSデータ)」(全商品平均)、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構「米取引関係者の判断に関する調査」により作成。

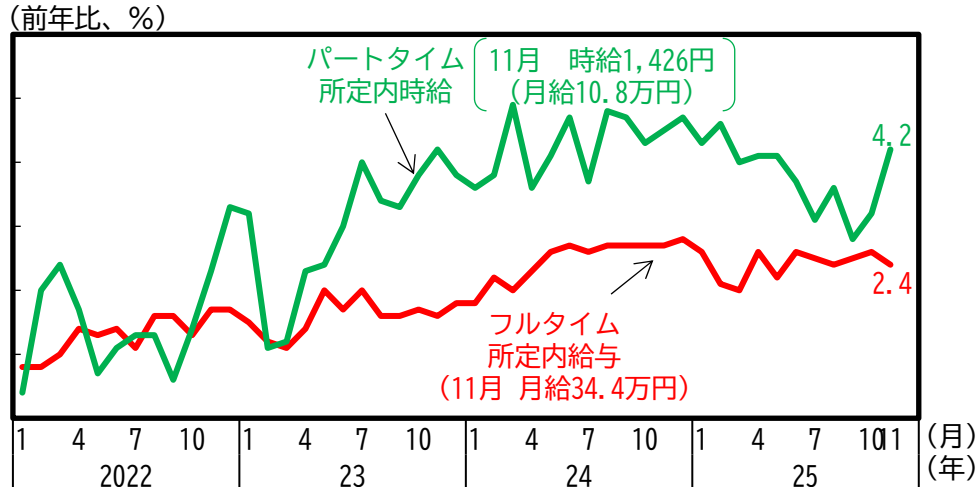
3. 3図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。食品関係は、飲食物品・食料用農水産物。

4. 4図は、帝国データバンク「『食品主要195社』価格改定動向調査」により作成。2024年の前年12月調査時点の値は1~5月の値上げ予定品目数。

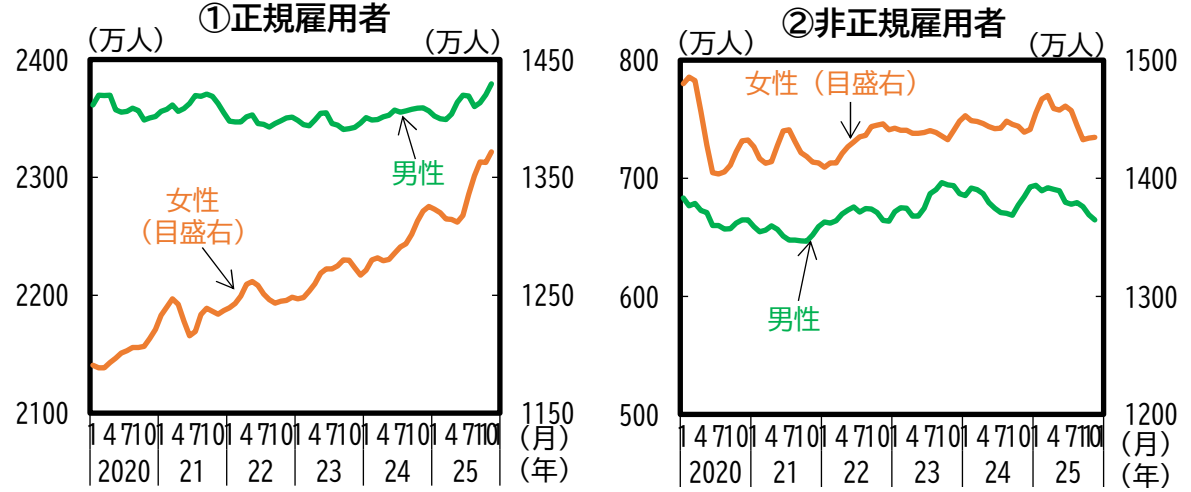
今月の指標（1） 日本経済を見るポイント（所得環境）

- ◆ 賃金は緩やかながら安定的な上昇が続いている（1図）。物価上昇率の鈍化と合わせ、実質賃金上昇率のプラス化が近づく。
- ◆ 雇用者数は人口減少の中でも増加を続け、特に女性の正規雇用の伸びが大きい（2図）。最低賃金引き上げによる賃金底上げも期待され（3図）、所得環境の改善が今後の消費を下支えするとみられる（4図）。

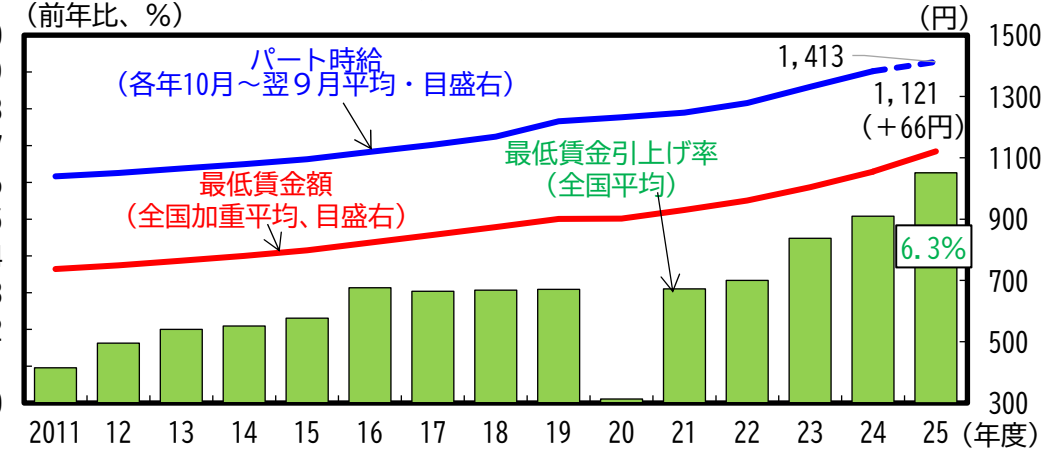
1図 賃金上昇率



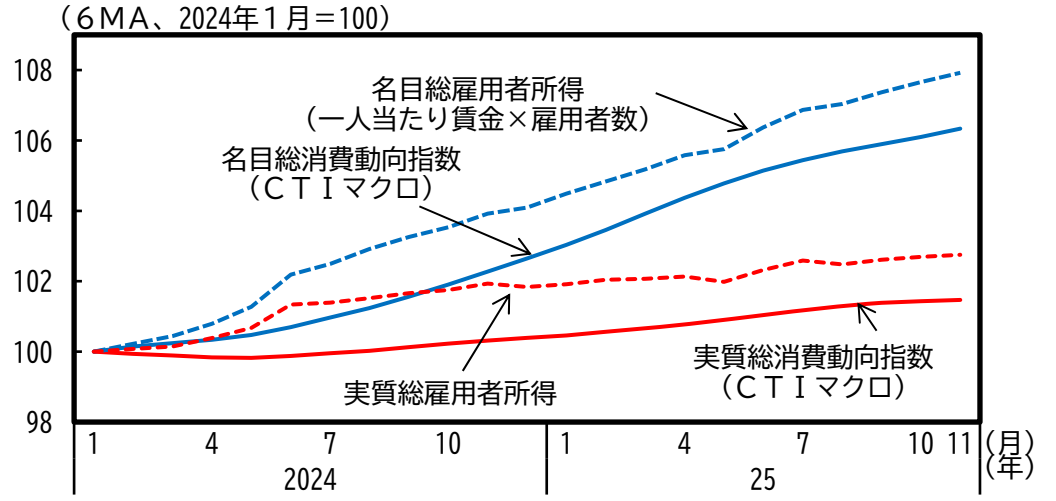
2図 正規雇用の増加



3図 最低賃金引き上げの反映



4図 所得と消費の関係

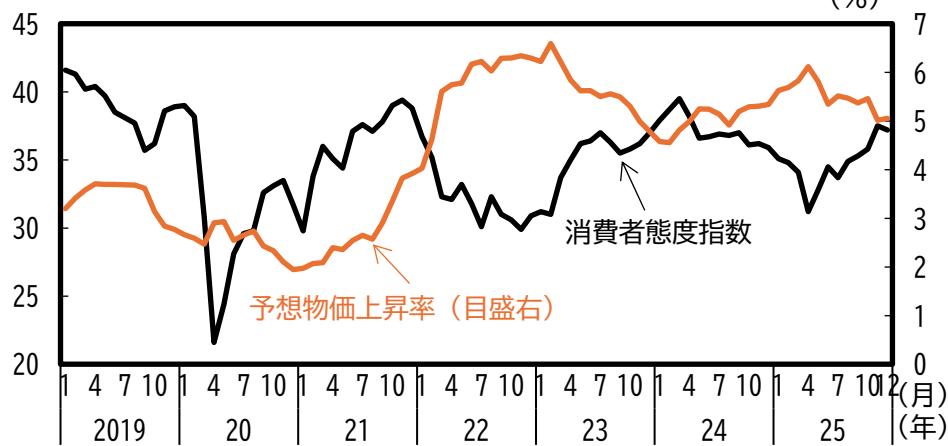


(備考) 1. 1図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。11月は速報値。 2. 2図は、総務省「労働力調査」により作成。季節調整値の3か月移動平均。
3. 3図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「地域別最低賃金改定状況」により作成。パート時給は、所定内給与を所定内労働時間で除して作成。各年10月～翌年9月（2025年は10月～11月）までの季節調整値の平均。2025年11月は速報値。
4. 4図は、総務省「消費動向指数」、内閣府「総雇用者所得」により作成。季節調整値の6か月移動平均。総消費動向指数とは、我が国の世帯全体における消費支出総額を推計したものの。「総雇用者所得」は家計最終消費支出デフレーターによる実質化。

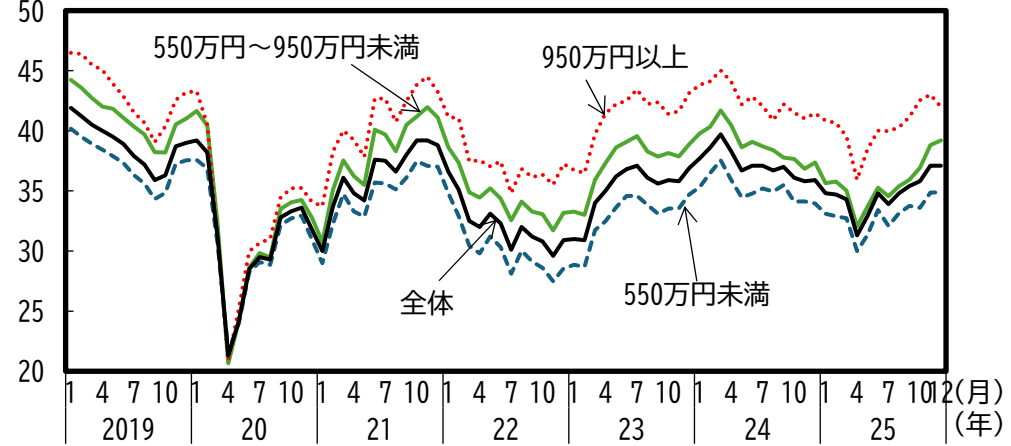
今月の指標（2） 日本経済を見るポイント（消費者の景気実感）

- ◆ 消費者も物価上昇の鈍化を予想し始めており、それに伴い消費者マインドは持ち直しつつある（1図）。年収の高い層ほど消費者マインドは高い傾向にあるが、最近は低い所得の層も含めて、回復がみられる（2図）。
- ◆ 株高など近年の資産価格上昇は、家計に潜在的な所得増をもたらしていると思われる（3図）。ただし、所得や年代の違いによって資産・負債状況が異なることを念頭に置いた対応が重要である（4・5図）。

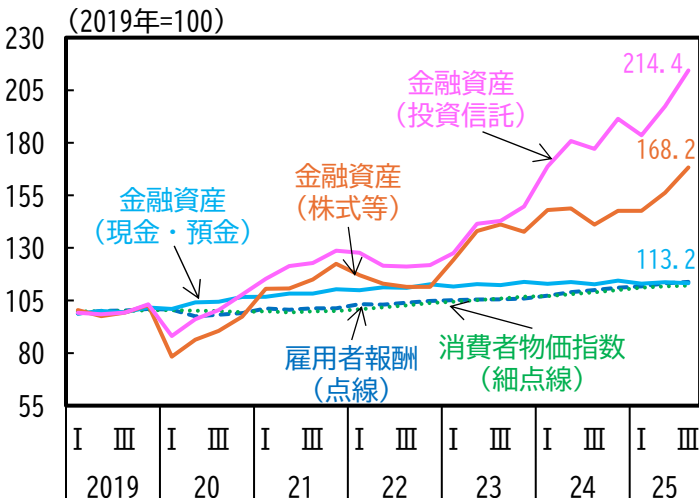
1図 物価の見通しと消費者マインド (%)



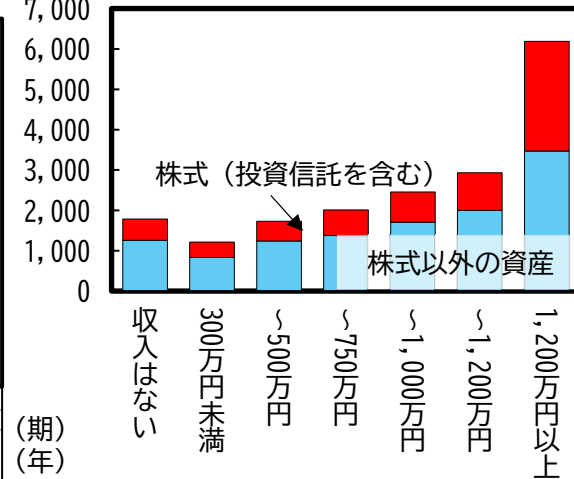
2図 年収別の消費者マインド



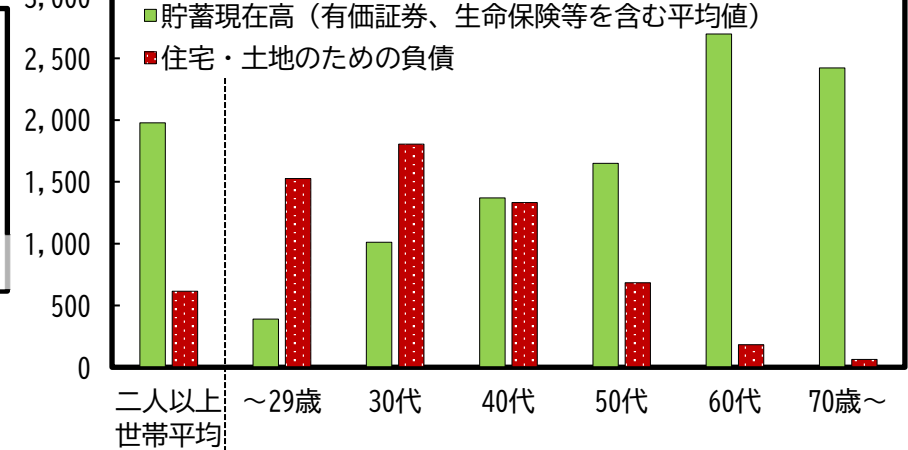
3図 所得の増加と家計保有金融資産の評価増 (2019年=100)



4図 株高の恩恵を受けやすい層 (万円)



5図 年代別の貯蓄高と住宅ローン負債 (万円)

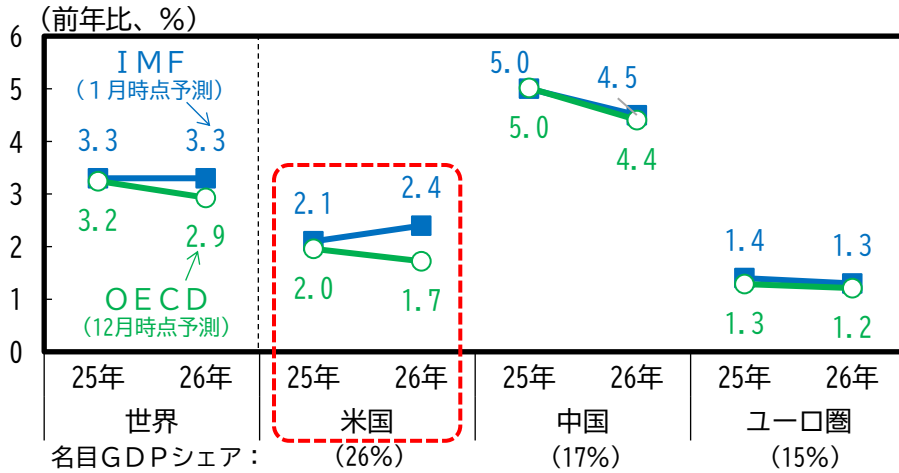


(備考) 1. 1図及び2図は、内閣府「消費動向調査」により作成。 2. 3図は、内閣府「国民経済計算」、総務省「消費者物価指数」、日本銀行「資金循環統計」により作成。雇用者報酬及び消費者物価指数は季節調整値。雇用者報酬は名目、消費者物価指数は総合。 3. 4図は、金融経済教育推進機構「家計の金融行動に関する世論調査」(2025年)により作成。 4. 5図は、総務省「家計調査」により作成。2025年4-6月期、二人以上世帯。

今月の指標（3） 2026年の世界経済と米国経済のポイント

- ◆ 2026年の世界経済について、IMF・OECDともに中国経済の成長鈍化を予測する一方、米国経済の見方は分かれる（1図）。その主な要因は、拡張的な財政金融政策が景気を支えるか（IMF）、移民減少や関税の価格転嫁等による景気抑制が進むと見るか（OECD）による（2表）。
- ◆ 足下の米国景気は内需を中心に拡大している（3図）。AI需要の高まりが株価や企業の設備投資拡大を支えるが、一方で、デジタル投資への集中のあまり、それ以外の設備投資が鈍化している点には留意が必要（4図）。

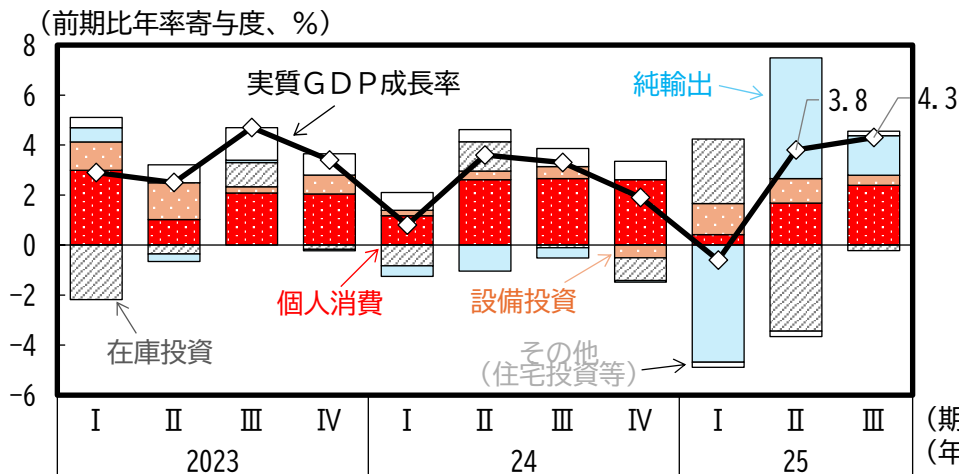
1図 2026年の世界経済（実質GDP成長率見通し）



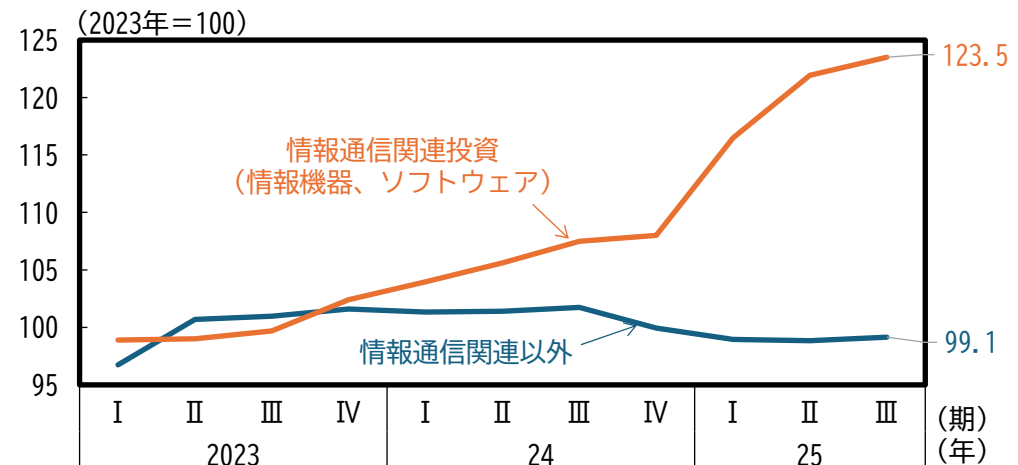
2表 米国経済の見方（IMF、OECD）

IMF (1月時点)	高い貿易障壁による影響が徐々に減退する中、 財政政策や政策金利の引下げが景気を支え 、 2026年の実質GDP成長率は2.4%。
OECD (12月時点)	雇用の増勢鈍化の継続や 移民純流入の急激な減速 、 関税引き上げの価格転嫁 、 国防を除く裁量的支出の大幅な削減により、 2026年にかけて 実質GDP成長率の低下が続く 。

3図 米国経済の動向



4図 米国設備投資の特徴

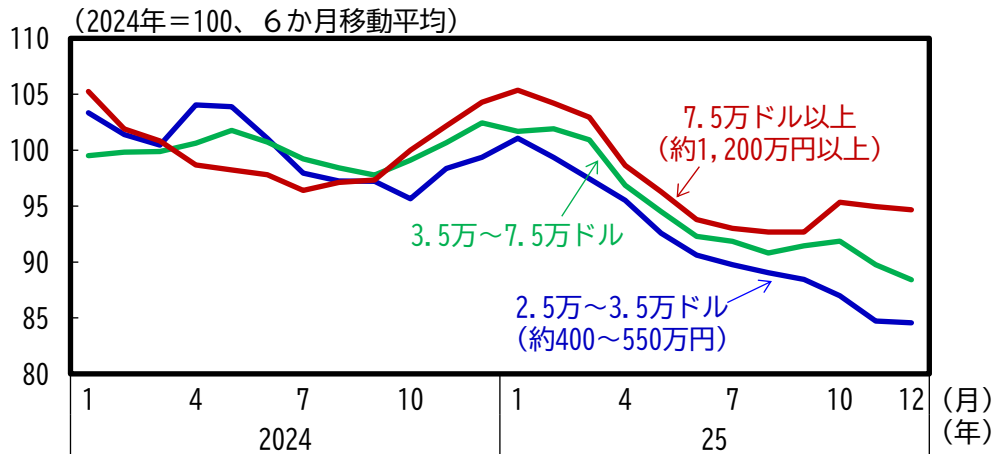


(備考) 1. 1図、2表は、IMF、OECDにより作成。名目GDPシェアは2024年の世界の名目GDPに対する各国・地域のシェア。
2. 3図、4図は、米国商務省により作成。実質、季節調整値。4図について、情報通信関連投資が民間設備投資全体に占めるシェアは3割（2024年）。

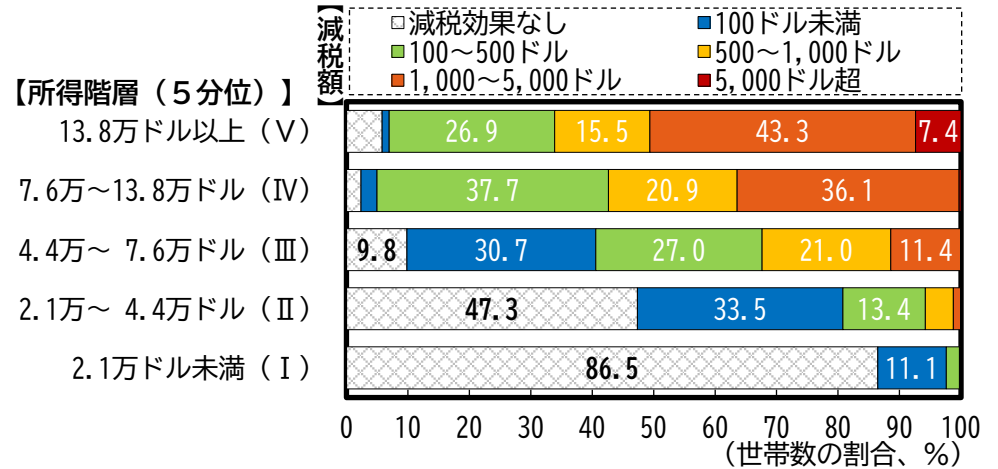
今月の指標（４） 米国経済のポイント

- ◆ 消費者マインドについて、特に2025年秋以降、高所得世帯と低所得世帯で方向感が異なることとなった（1図）。背景として、株高の恩恵が高所得層に偏っていることが指摘される。また、2026年に予定される所得減税の効果も高所得世帯中心とみられる（2図）、消費のけん引役が一部の高所得層に偏るおそれ。
- ◆ 増加トレンドを続けてきた移民労働力人口は、第二次トランプ政権発足後大きく減少し、不法移民の入国も激減したとみられる（3図）。米国人を含めた雇用者数全体としても増勢の鈍化が続き、失業率は徐々に上昇している（4図）。

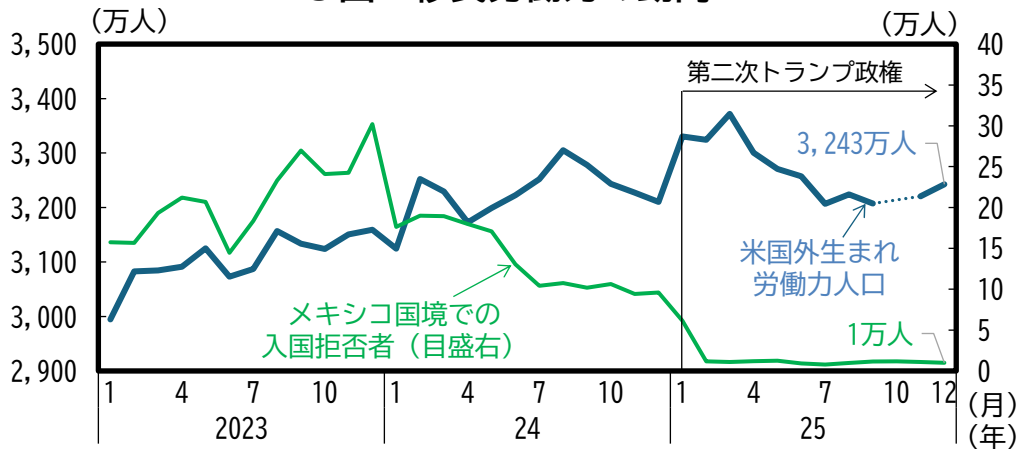
1図 消費者マインド（世帯年収別）



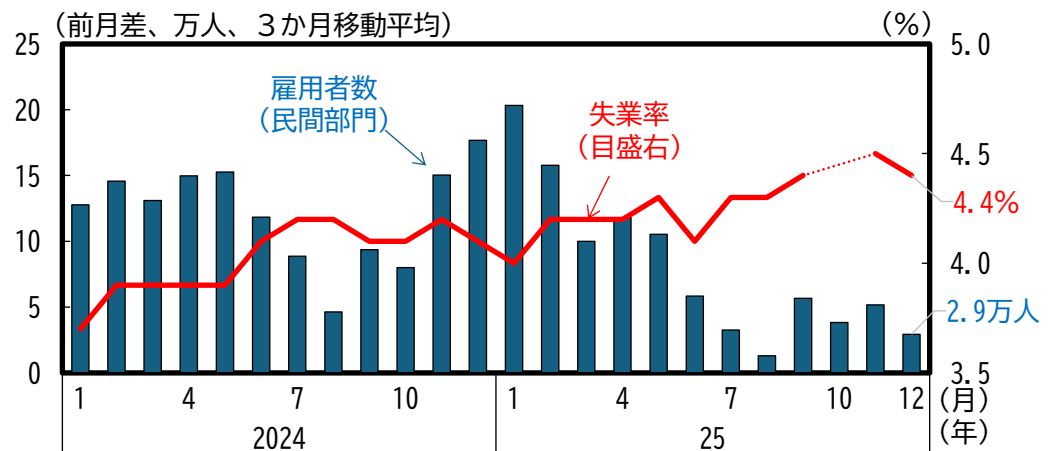
2図 2026年に予定される所得減税の効果 (イエール大学試算)



3図 移民労働力の動向



4図 雇用者数と失業率

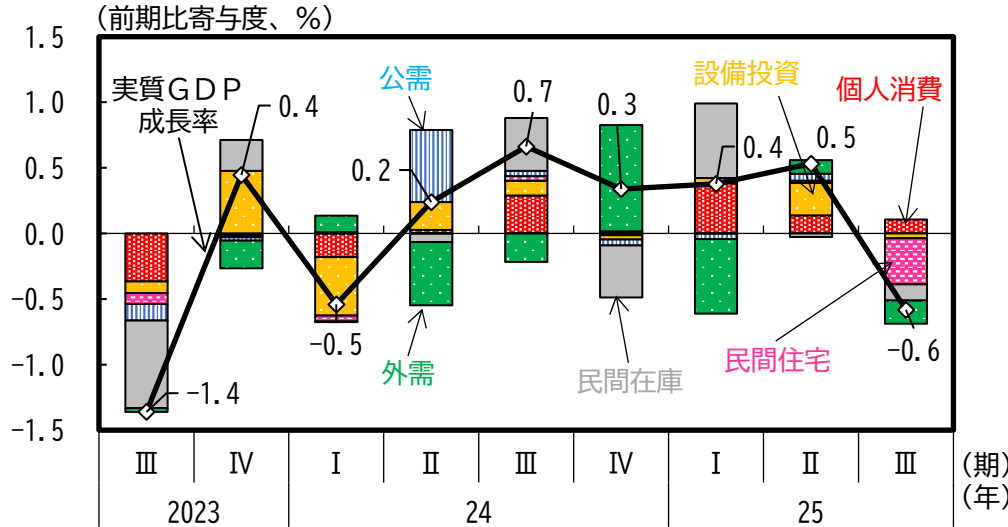


(備考) 1. 1図は、コンファレンスボード、米国商務省により作成。
 2. 2図は、イエール大学予算研究所により作成。2025年7月30日に公表された試算値。昨年7月に議会で可決された財政調整法 (One Big Beautiful Bill Act) による家計の減税効果。
 3. 3図は、米国労働省、米国税関・国境取締局により作成。原数値。2025年10月の労働力人口は政府閉鎖の影響で欠損。入国拒否者には、その他移民法に基づく逮捕等の措置をとられた人数が含まれる。
 4. 4図は、米国労働省により作成。2025年10月の失業率は政府閉鎖の影響で欠損。

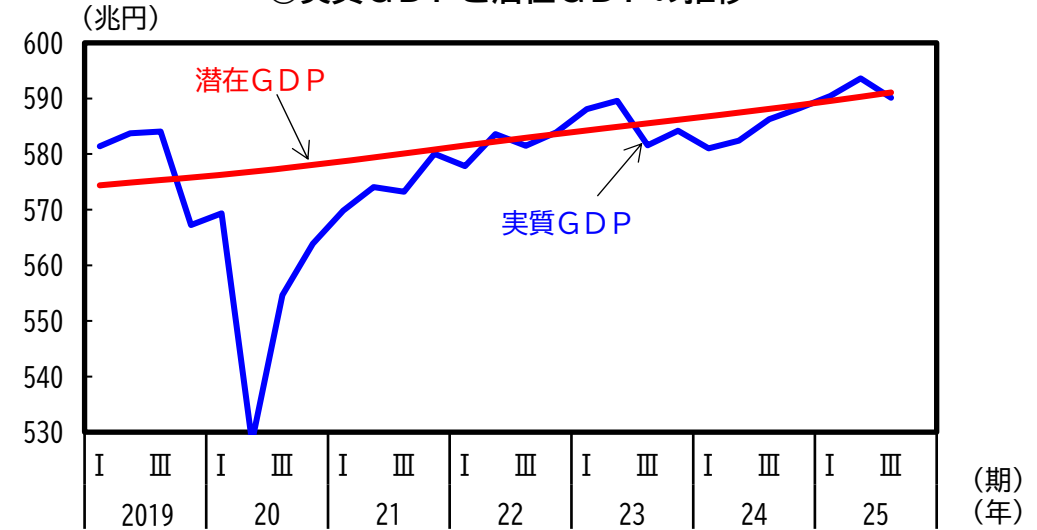
参 考

7-9月期GDP 2次速報の結果

①実質GDP成長率の寄与度分解

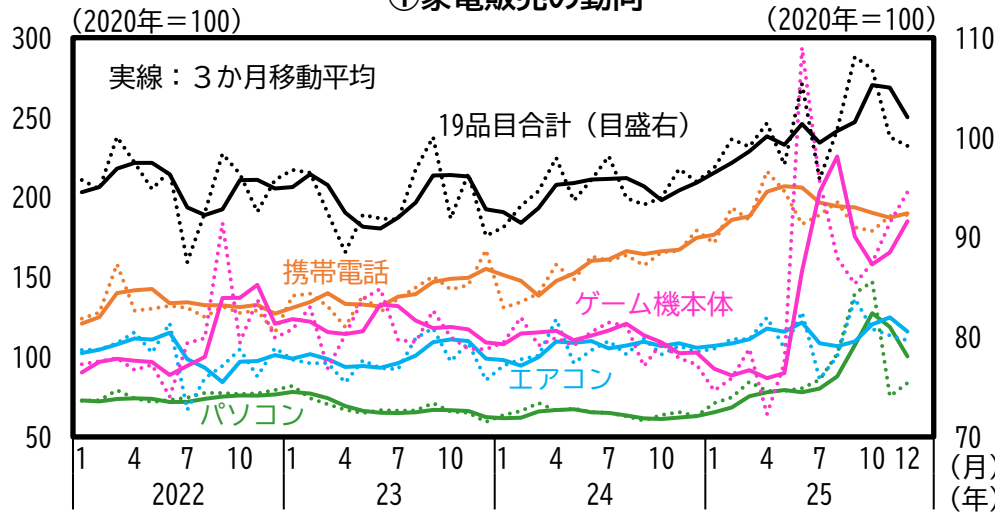


②実質GDPと潜在GDPの推移

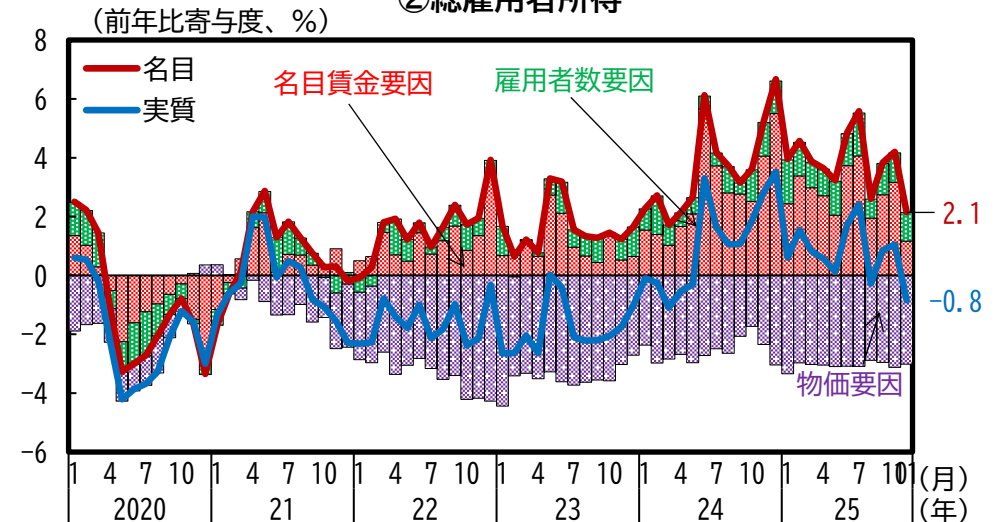


個人消費 ~持ち直しの動きがみられる~

①家電販売の動向



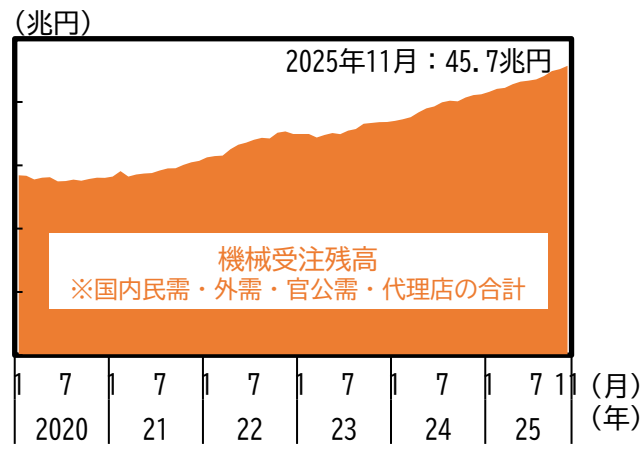
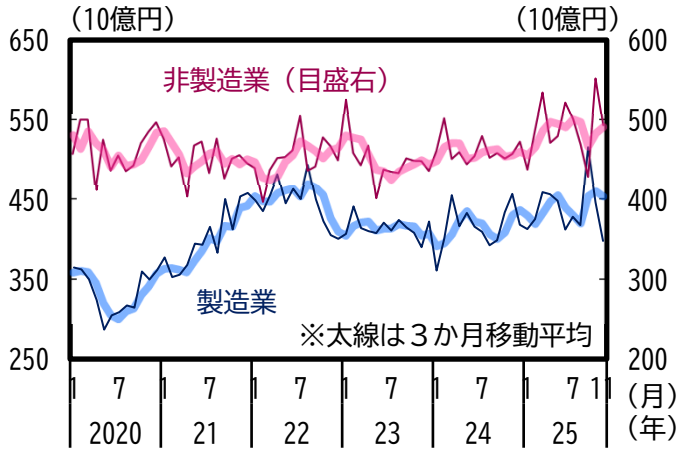
②総雇用者所得



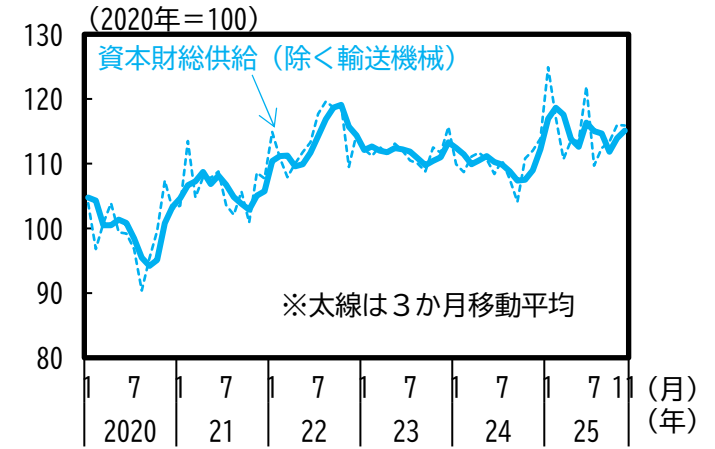
(備考) 内閣府「国民経済計算」、「総雇用者所得」、GfKにより作成。実質GDP成長率、実質GDP、潜在GDPはそれぞれ季節調整値。「総雇用者所得」は家計最終消費支出デフレーター総合ベースにより実質化。11月は速報値。

設備投資 ~緩やかに持ち直している~

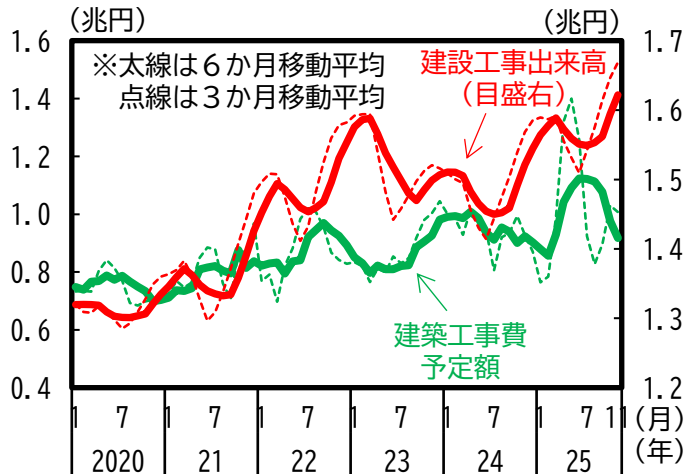
機械受注 ~持ち直しの動きがみられる~



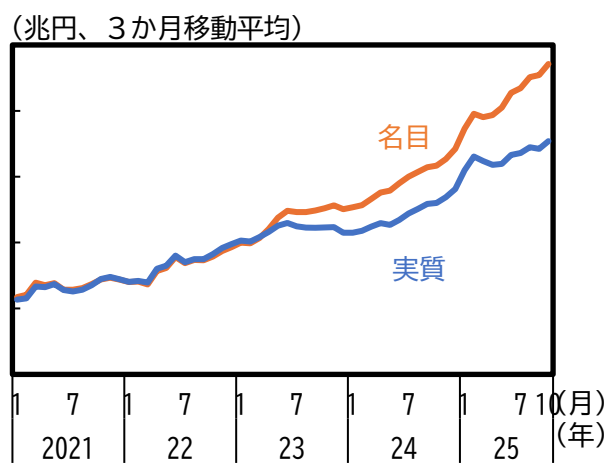
資本財総供給 ~おおむね横ばい~



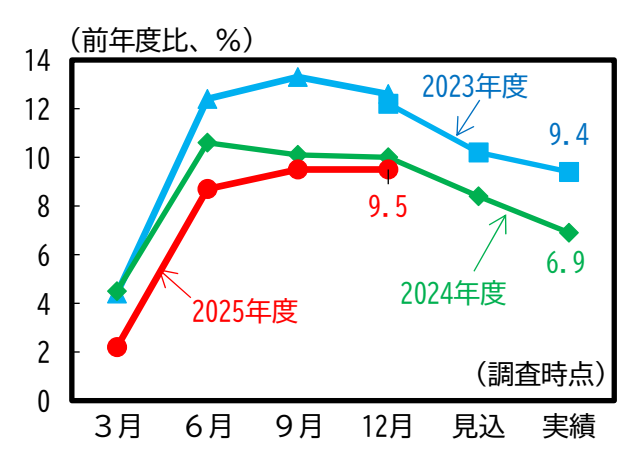
建築工事費予定額 ~おおむね横ばい~



ソフトウェア投資 ~増加している~

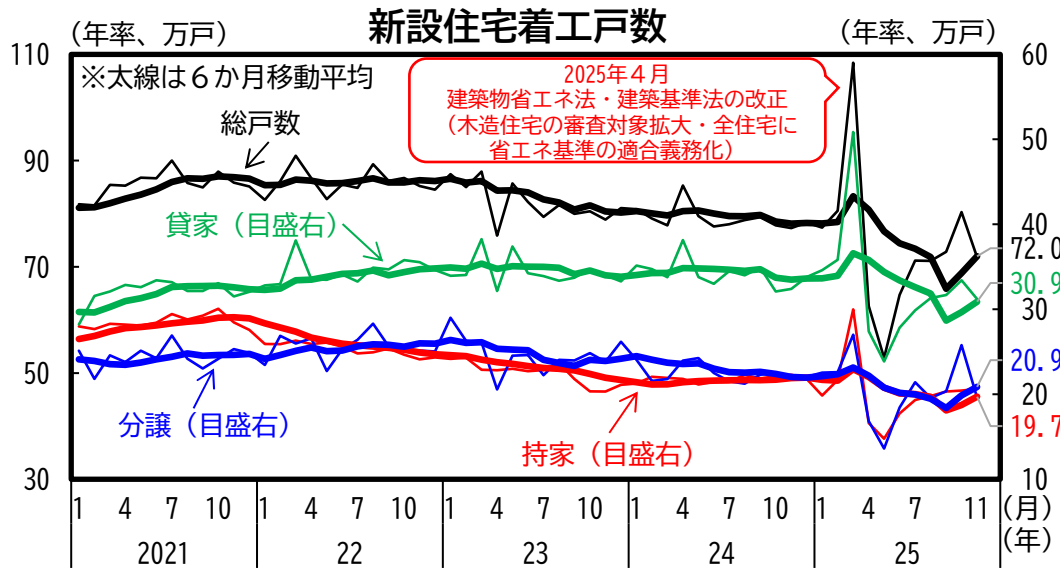


設備投資計画 (日銀短観)



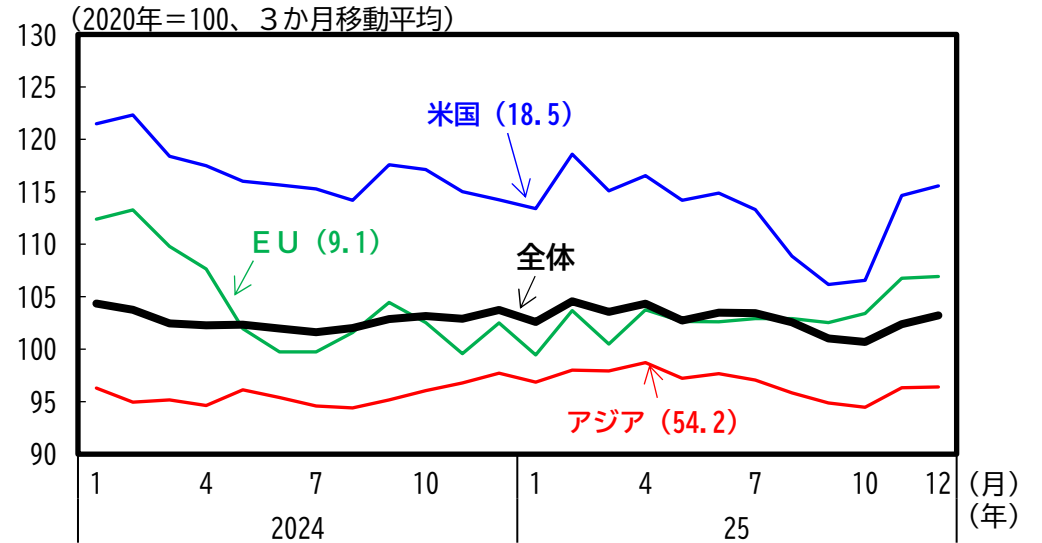
(備考) 1. 左上図、中上図は、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。機械受注残高のみ原数値、その他は季節調整値。非製造業は船舶・電力を除く。
 2. 右上図は、経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」により作成。
 3. 左下図は、国土交通省「建築着工統計調査」、「建設総合統計」により作成。建築工事費予定額は、民間非居住用。建設工事出来高は、民間の非住宅建設と土木の合計。ともに原数値。
 4. 中下図は、総務省「サービス産業動態統計調査」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。内閣府による季節調整値の後方3か月移動平均。実質値は、名目値を企業向けサービス価格指数(受託開発ソフトウェア(除組込み))で除して計算。2023年12月以前は、「サービス産業動態統計調査」の系列と経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」の系列を前年比伸び率で割り戻して接続させた試算値。
 5. 右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。全規模全産業(金融機関、持株会社等を除く)。設備投資額はソフトウェア・研究開発を含む(除く土地投資額)。

住宅建設 ～弱含んでいる～



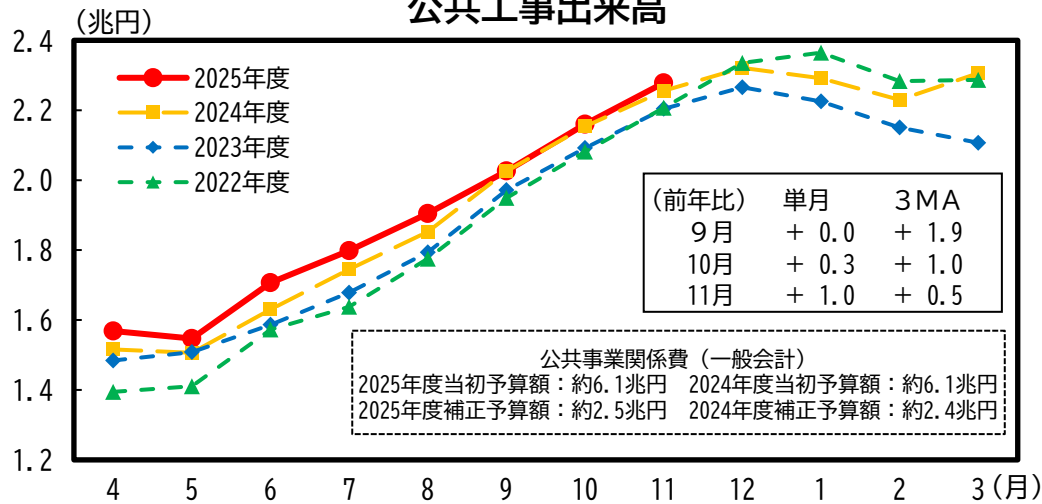
輸出 ～おおむね横ばいとなっている～

①輸出数量指数 (地域別)

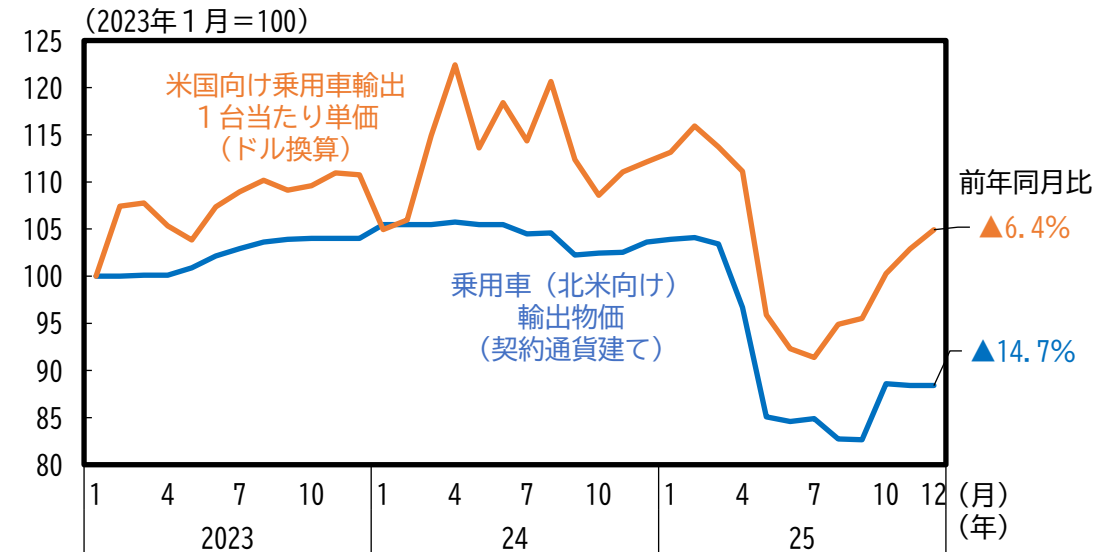


公共投資 ～底堅く推移している～

公共工事出来高

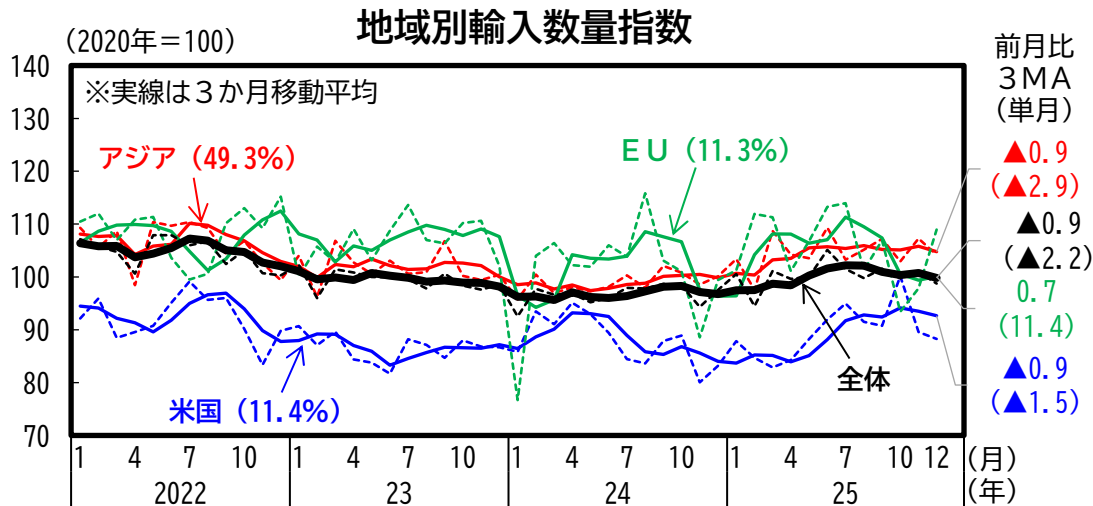


②米国・北米向け乗用車輸出価格

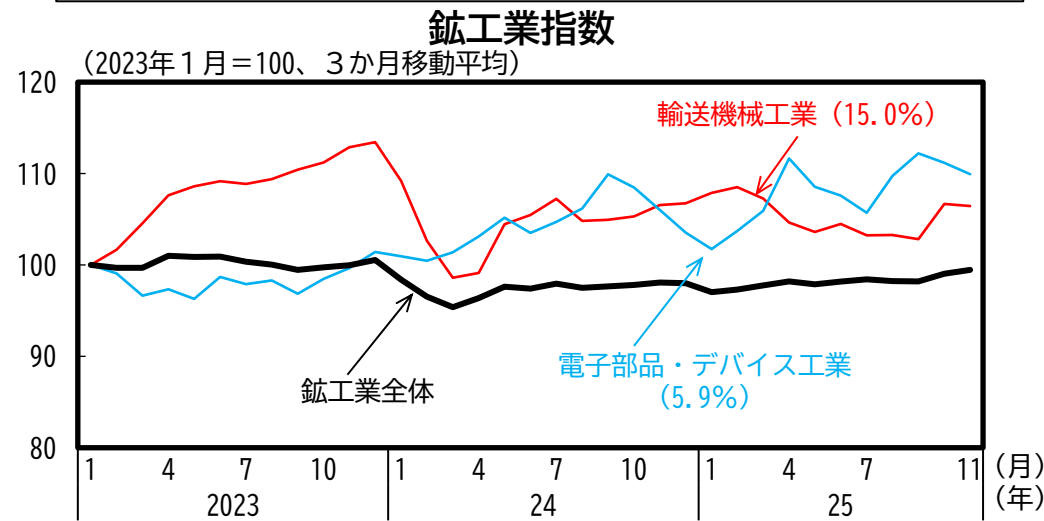


(備考) 1. 左上図は、国土交通省「住宅着工統計」により作成。季節調整値。
 2. 左下図は、国土交通省「建設総合統計」により作成。点線枠内は、財務省予算関係資料、国土交通省「公共事業の執行状況について」により作成。
 3. 右上図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。図中の () 内は、2025年の輸出金額シェア。
 4. 右下図は、財務省「貿易統計」、日本銀行「企業物価指数」により作成。

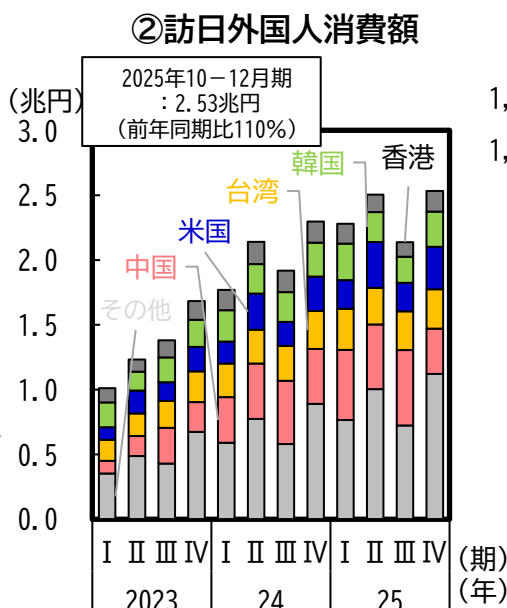
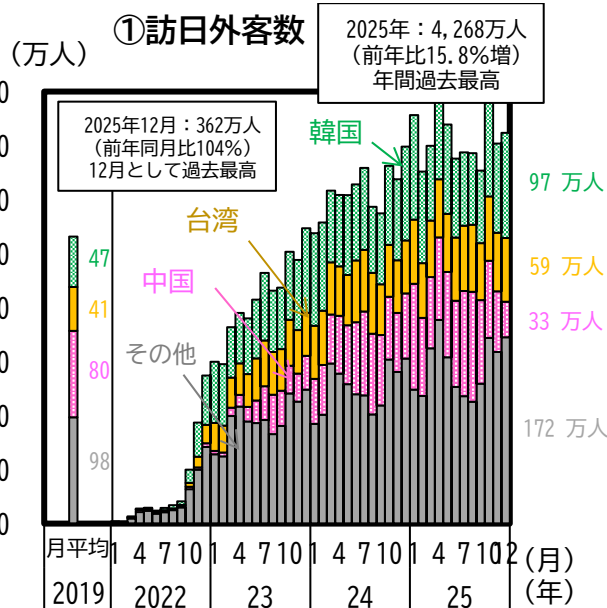
輸入 ~おおむね横ばいとなっている~



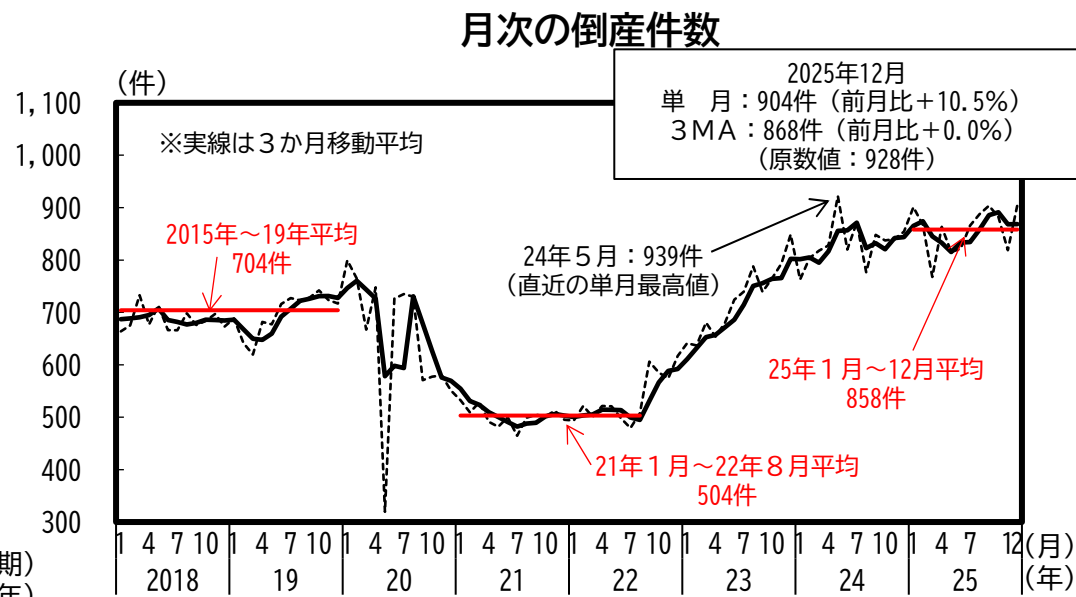
生産 ~横ばいとなっている~



インバウンド



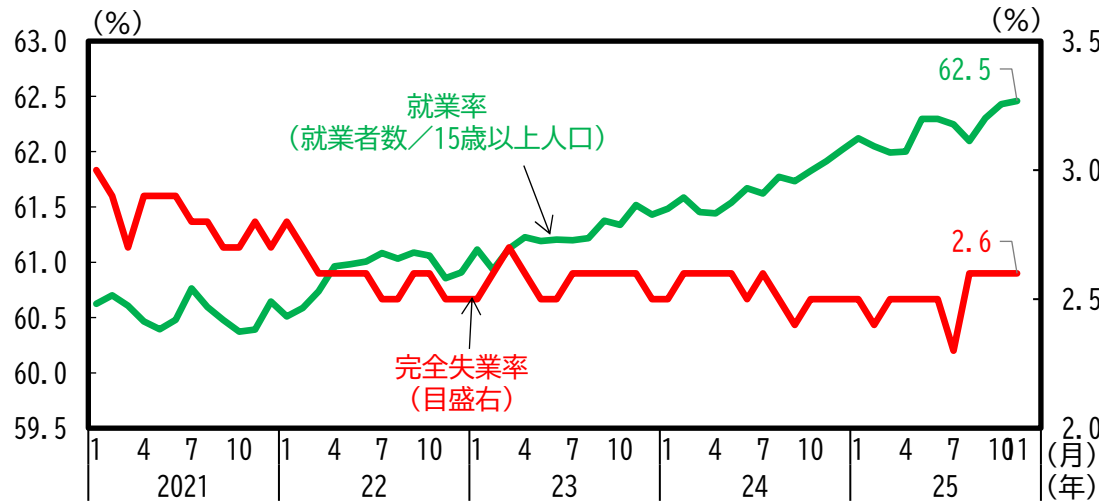
倒産 ~増加がみられる~



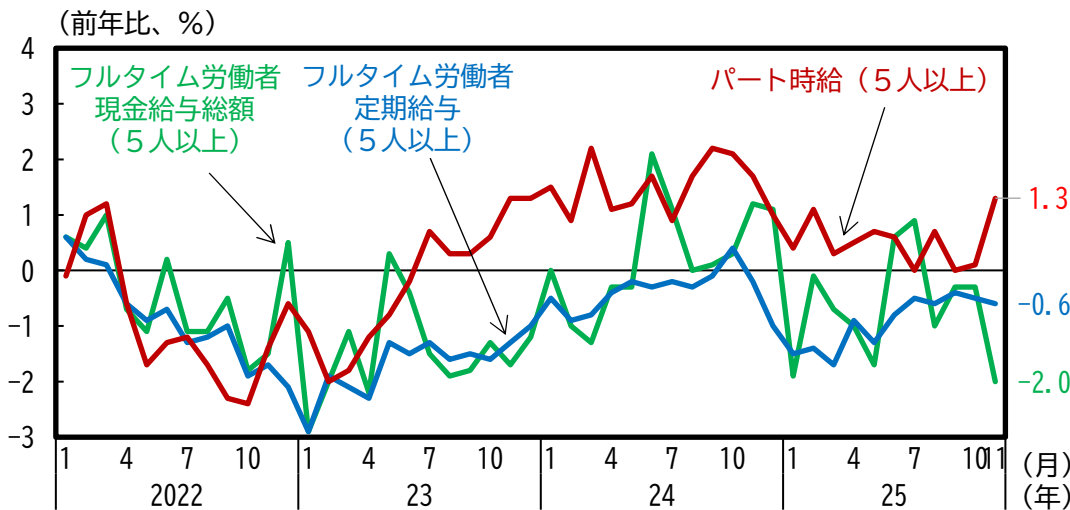
(備考) 1. 左上図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。図中の () 内は2025年の輸入金額シェアをそれぞれ表している。
2. 左下図は、日本政府観光局 (JNTO) 「訪日外客数」、観光庁「インバウンド消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」により作成。
3. 右上図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。() 内は鉱工業生産指数の中のウェイト。
4. 右下図は、東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。内閣府による季節調整値。前月比は小数点第二位以下を切り捨て。

雇用情勢 ～改善の動きがみられる～

① 就業率・完全失業率

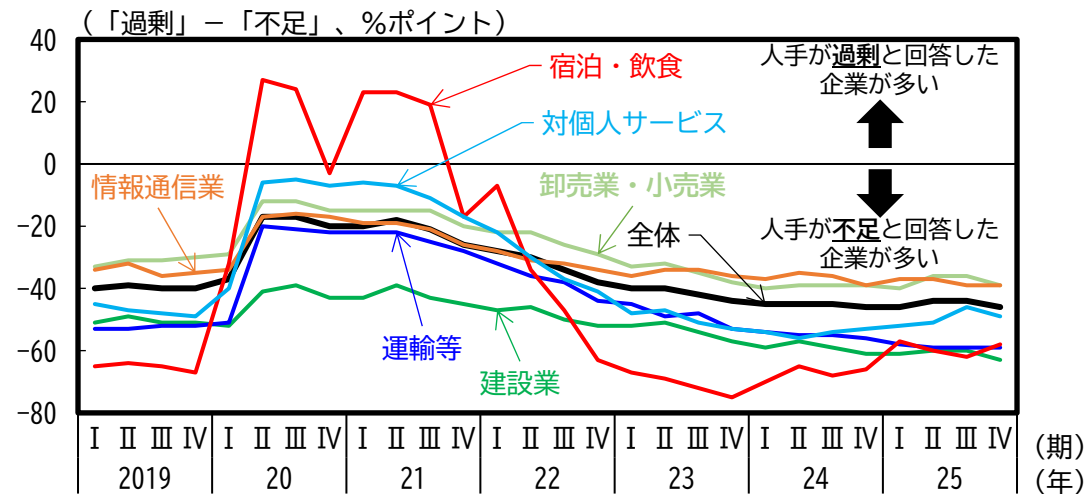


② 就業形態別の実質賃金

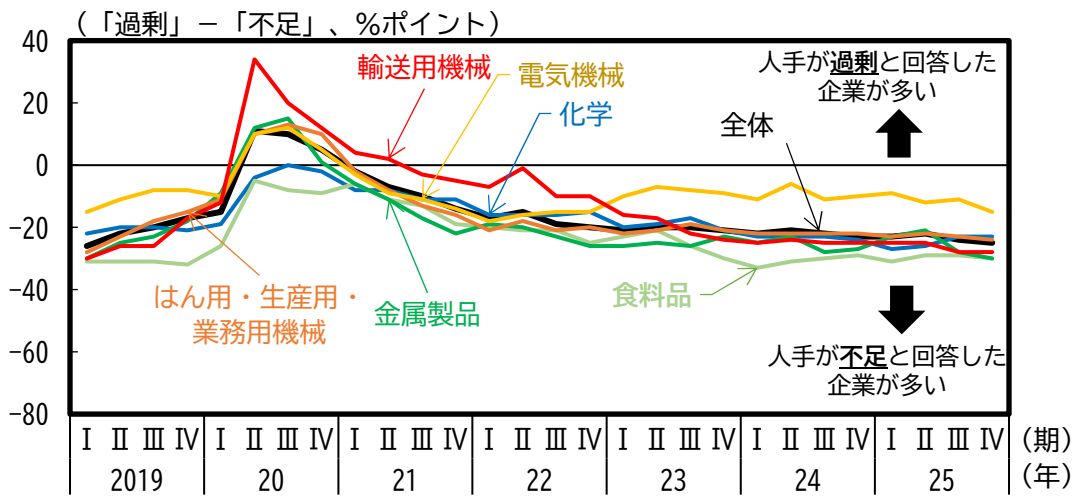


企業の人手不足感の状況

① 非製造業の産業別雇用人員判断D I (人手が「過剰」-「不足」)

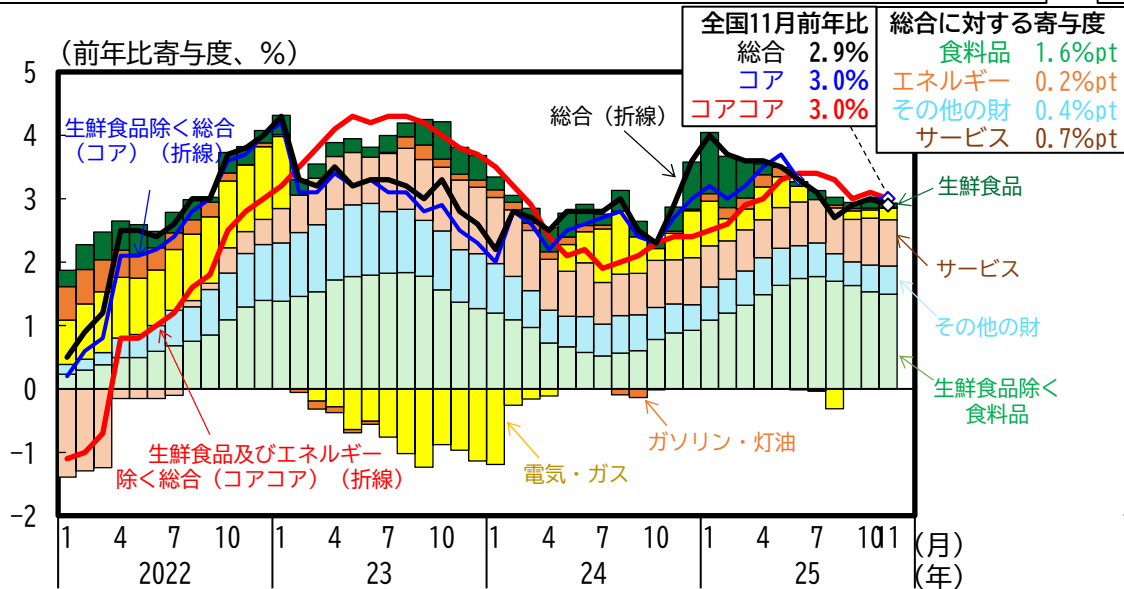


② 製造業の産業別雇用人員判断D I (人手が「過剰」-「不足」)

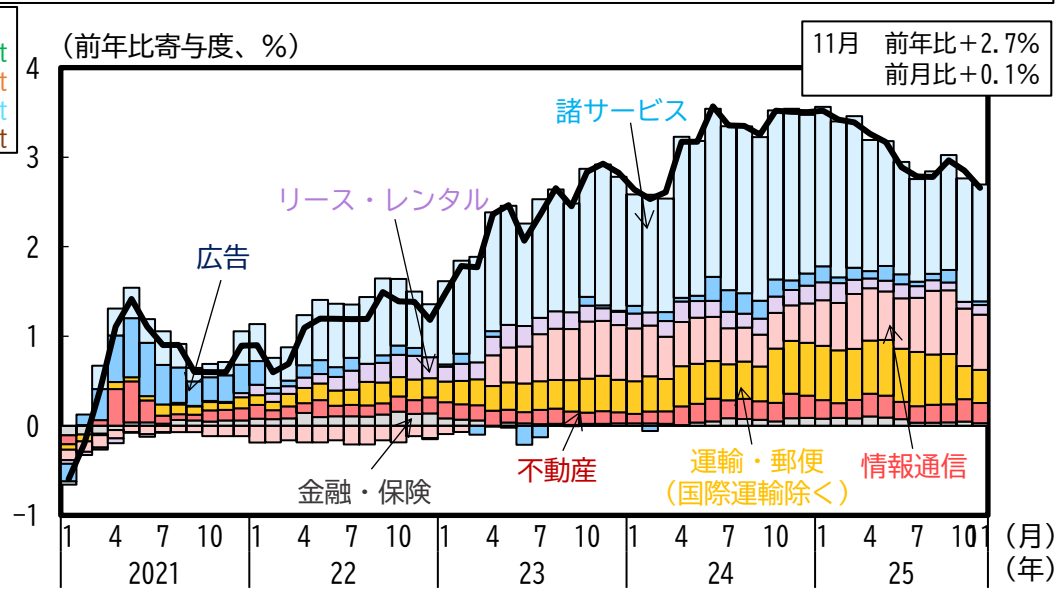


(備考) 1. 左上図は、総務省「労働力調査」により作成。季節調整値。就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。左下図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」及び総務省「消費者物価指数」により内閣府が計算。実質化に際しては、消費者物価(総合)を用いている。2025年11月は速報値。
2. 右図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

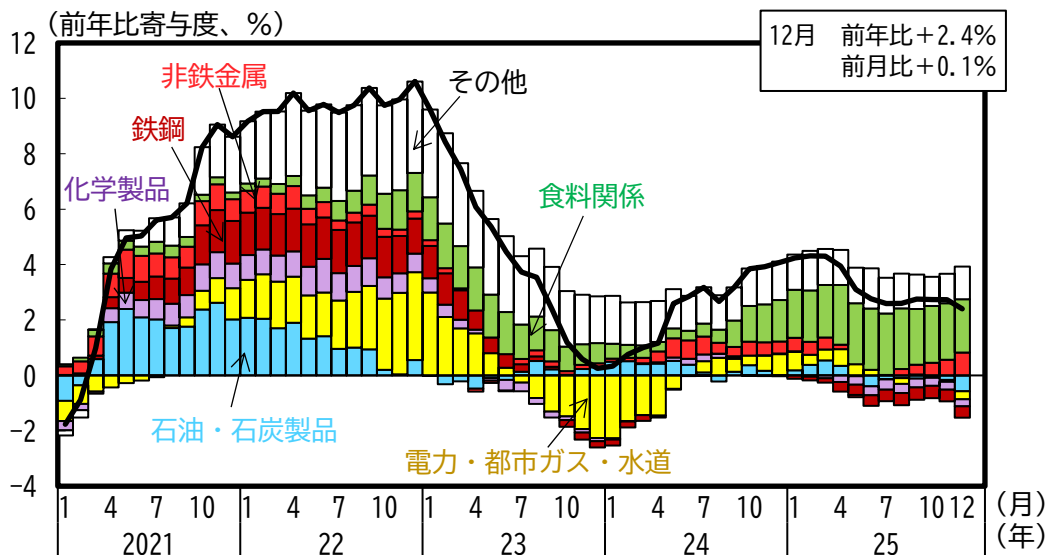
消費者物価指数 ~上昇している~



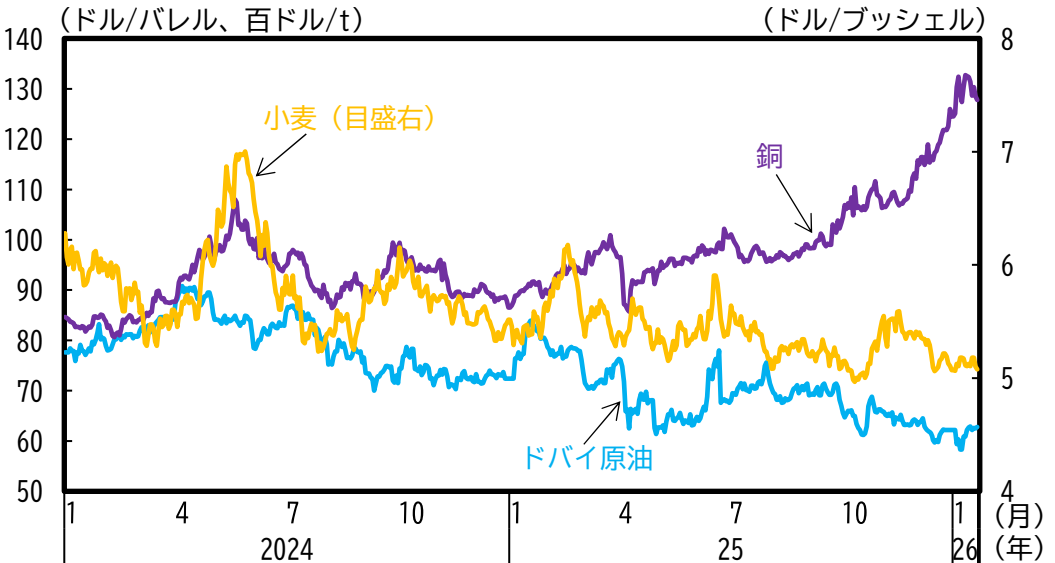
企業向けサービス価格 ~緩やかに上昇している~



国内企業物価 ~緩やかに上昇している~



国際商品市況



(備考) 1. 左上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。
 2. 左下図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。前月比は、夏季電力料金調整後。
 3. 右上図は、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。国際運輸を除くベース。前月比は、内閣府による季節調整値。
 4. 右下図は、Bloomberg、日経NEEDSにより作成。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断①）

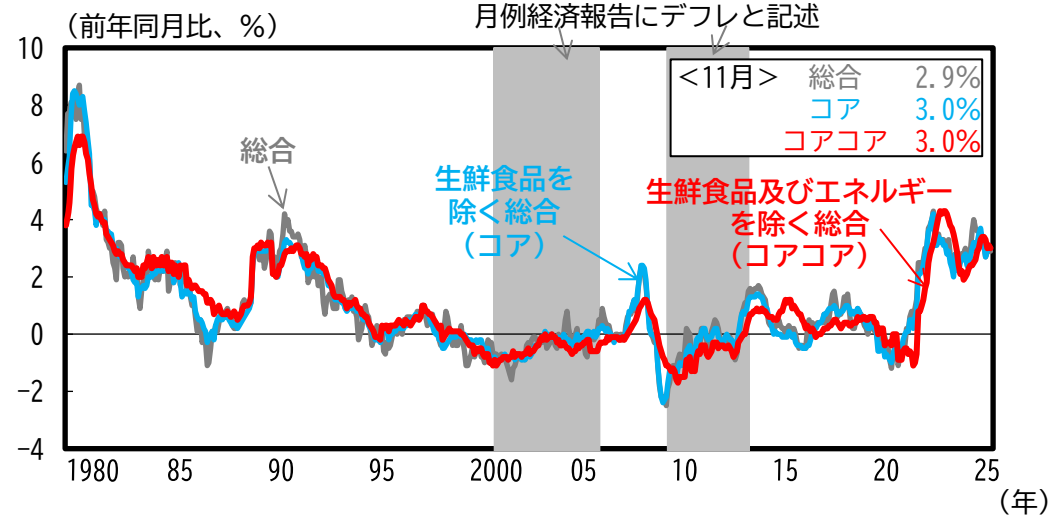
◆ デフレ脱却とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」。現在は、物価が持続的に下落するデフレの状態にない。一方、デフレに後戻りしないという状況を把握するためには、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調に加え、その背景として、GDPギャップ、単位労働費用、賃金上昇、企業の価格転嫁の動向、物価上昇の広がり、予想物価上昇率など、幅広い指標を総合的に確認する必要。

デフレ脱却の定義と判断について

平成18年3月15日
参議院予算委員会への提出資料

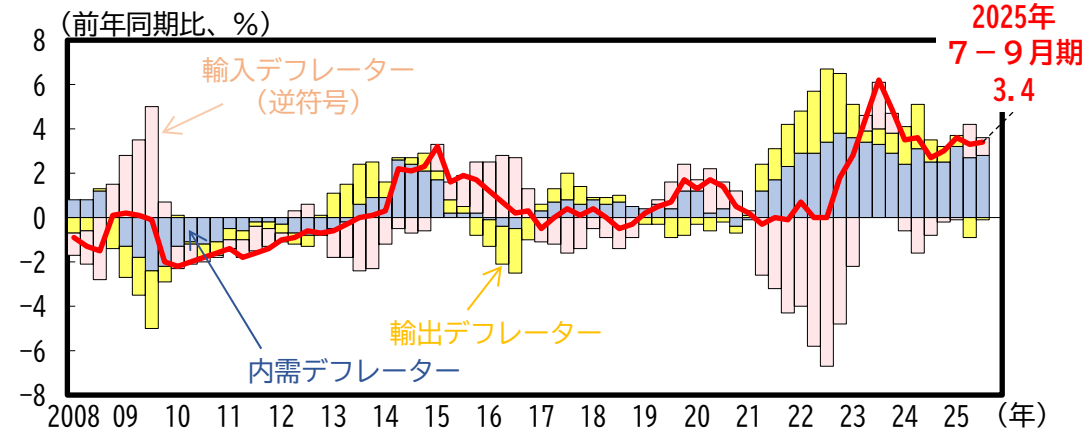
- 「デフレ脱却」とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」
- その実際の判断に当たっては、足元の物価の状況に加えて、再び後戻りしないという状況を把握するためにも、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調や背景(注)を総合的に考慮し慎重に判断する必要がある。
(注)例えば、需給ギャップやユニット・レーバ・コスト(単位当たりの労働費用)といったマクロ的な物価変動要因
- したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準をお示しすることは難しく、慎重な検討を必要とする。
- デフレ脱却を政府部内で判断する場合には、経済財政政策や経済分析を担当する内閣府が関係省庁とも認識を共有した上で、政府として判断することとなる。

消費者物価上昇率（消費税率引上げの影響を除く）



GDPデフレーター上昇率

(内需デフレーター、輸出デフレーター、輸入デフレーターの寄与度)

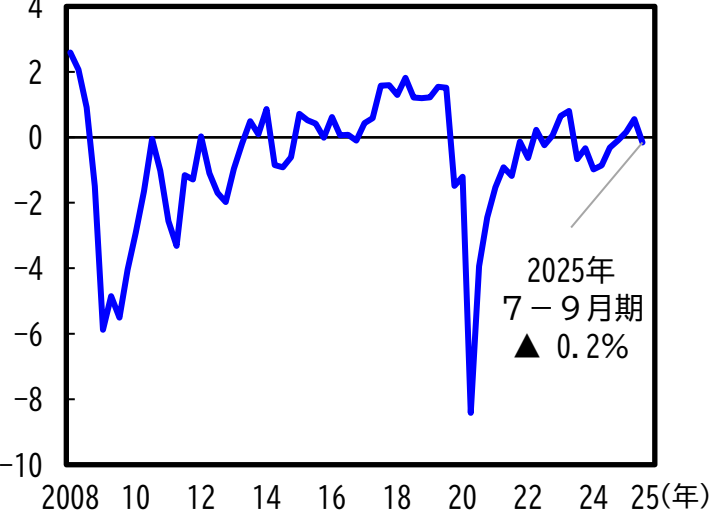


(備考) 1. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。
2. 右下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断②）

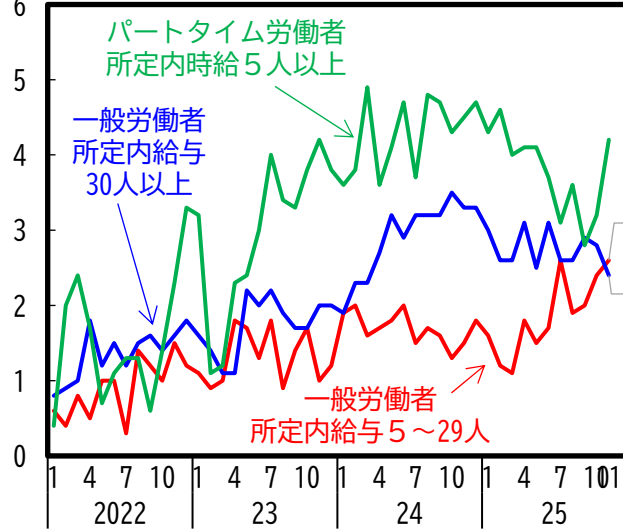
GDPギャップ

(対潜在GDP比、%)



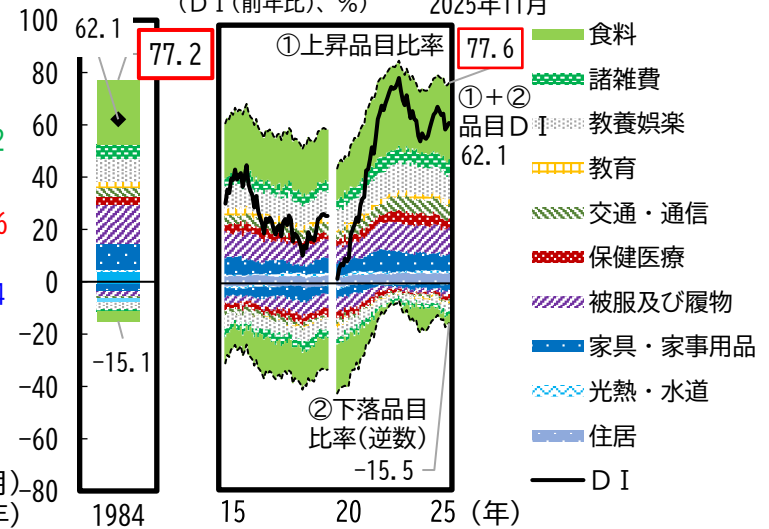
賃金上昇率（名目）

(前年比、%)



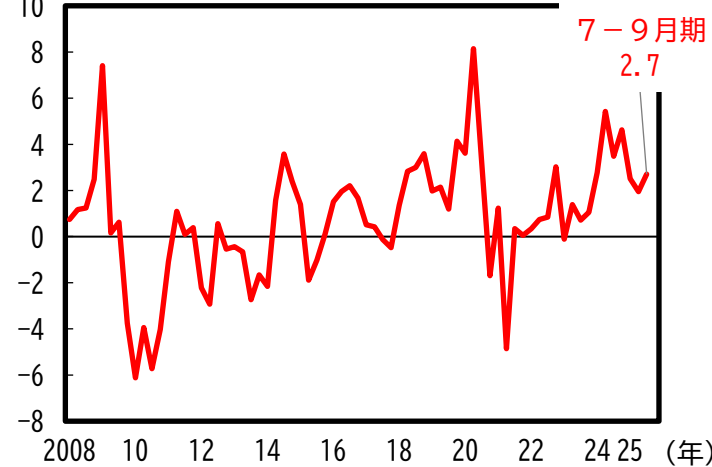
物価上昇の広がり (生鮮食品除く522品目)

(D I (前年比、%) 2025年11月)



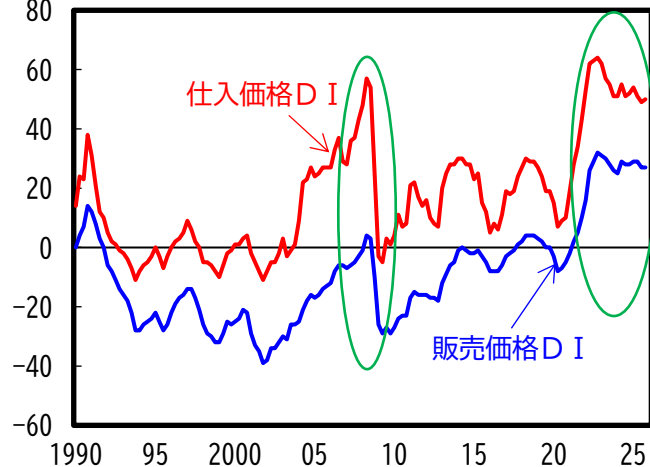
単位労働費用（ユニット・レーバー・コスト）

(前年同期比、%)



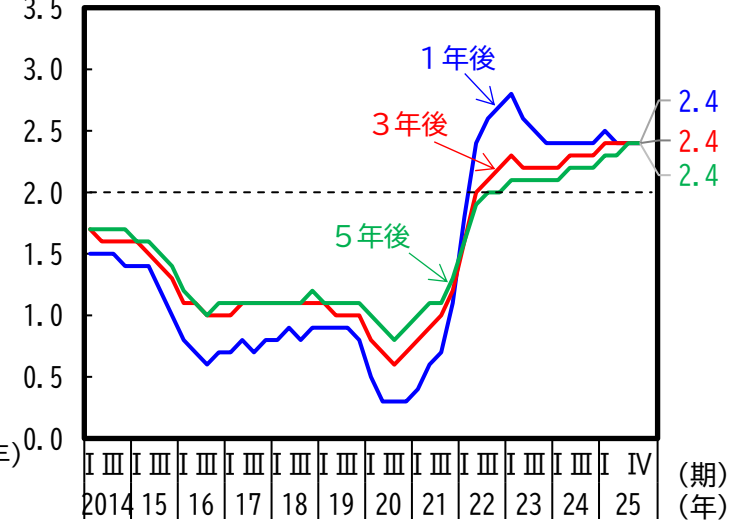
価格転嫁

(「上昇」-「下落」、%ポイント)



予想物価上昇率（企業の物価見通し）

(前年比、%)



(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値。2025年7-9月期2次速報時点。

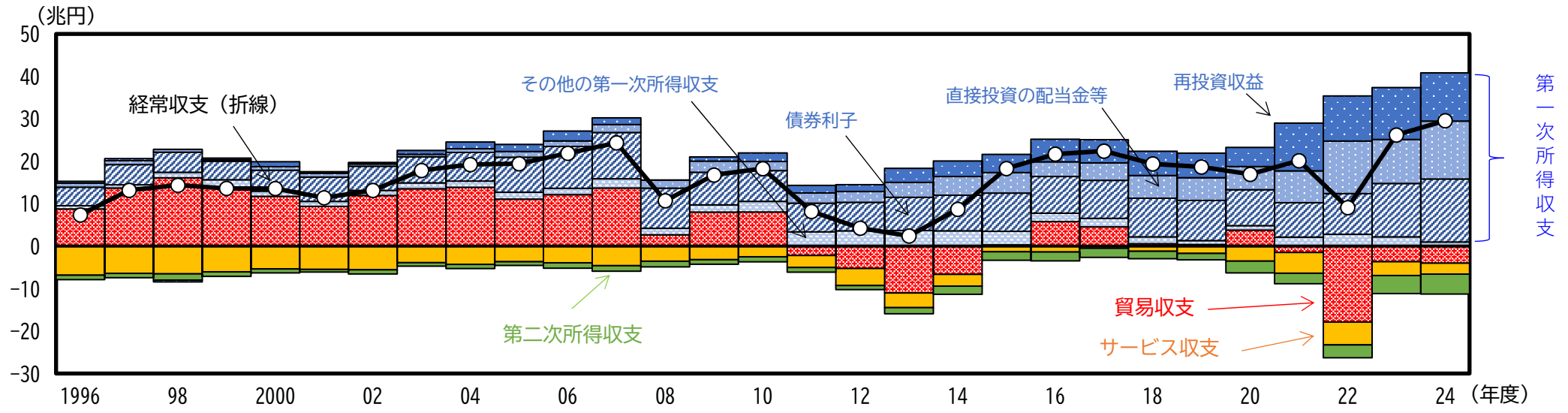
2. 左下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。単位労働費用は、名目雇用者報酬/実質GDP。

3. 中上図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。2025年11月は速報値。

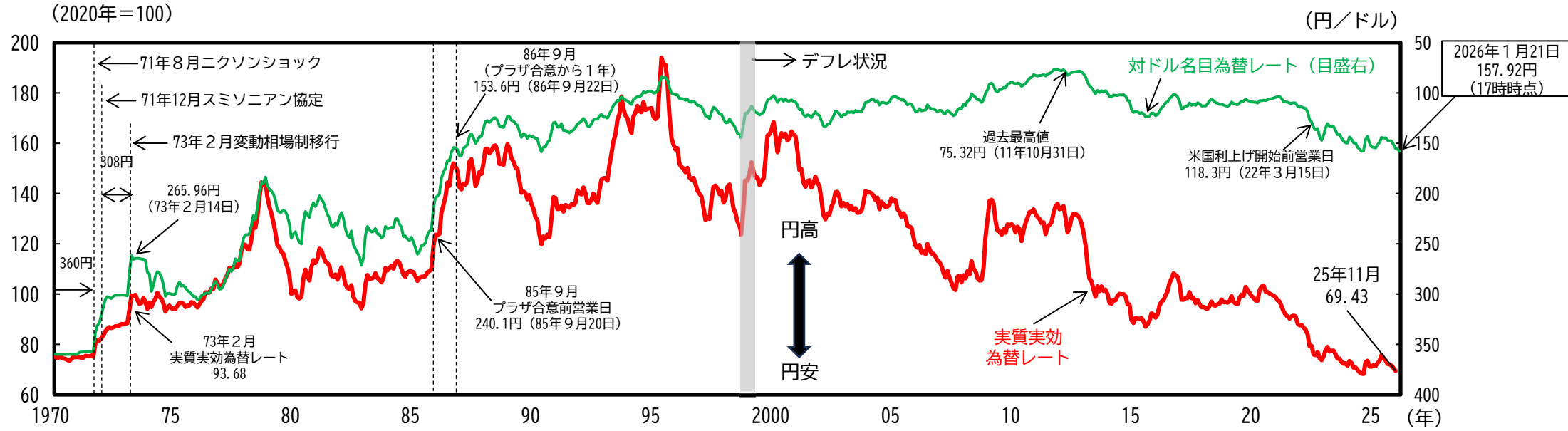
4. 中下図及び右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成（いずれも全規模全産業）。右下図は、各年後時点における物価全般（消費者物価指数をイメージ）の前年比の見通し。

5. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。消費税率上げの影響があった2015年1月~3月及び2019年10月~2020年9月のデータは除いている。

経常収支の長期推移

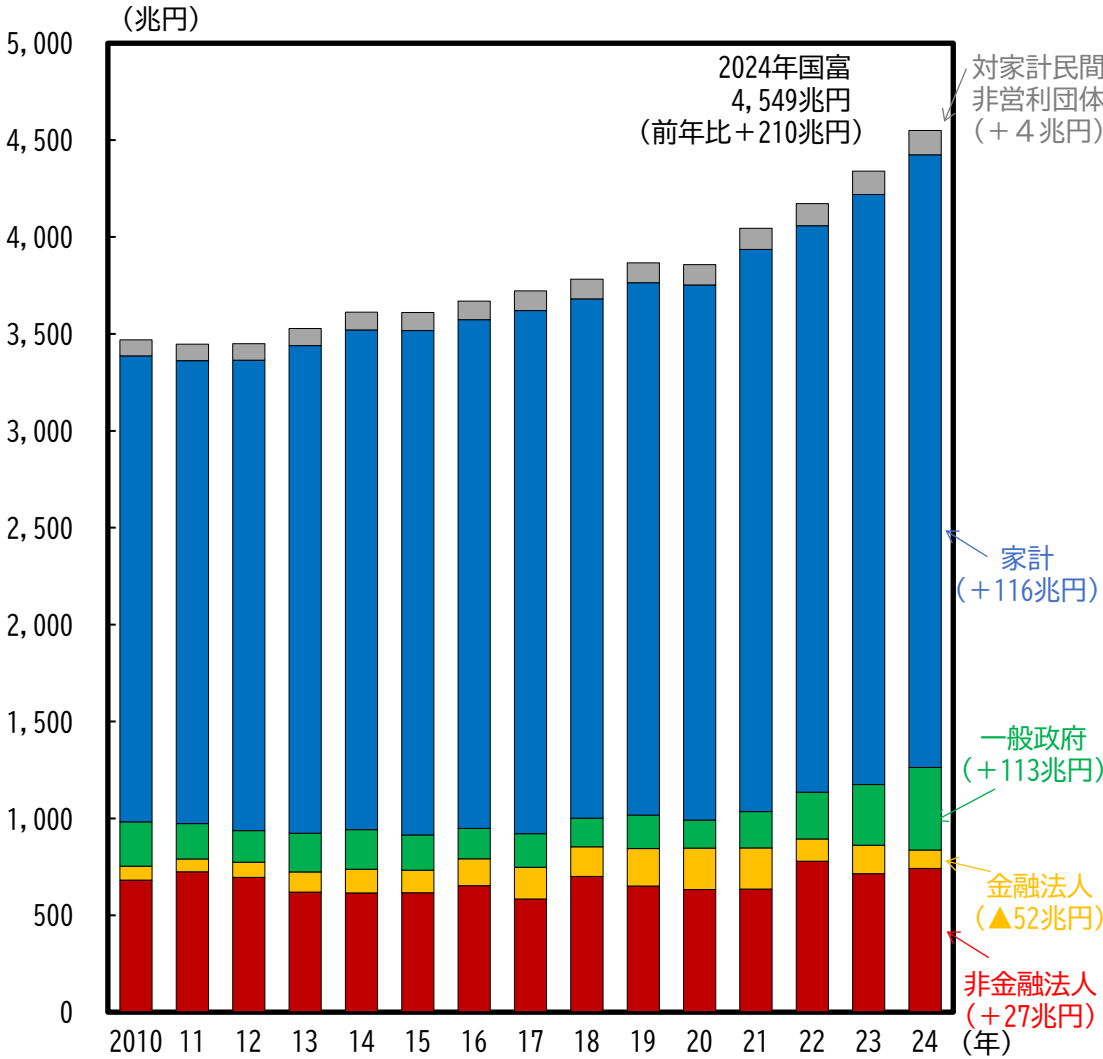


為替レートの長期推移

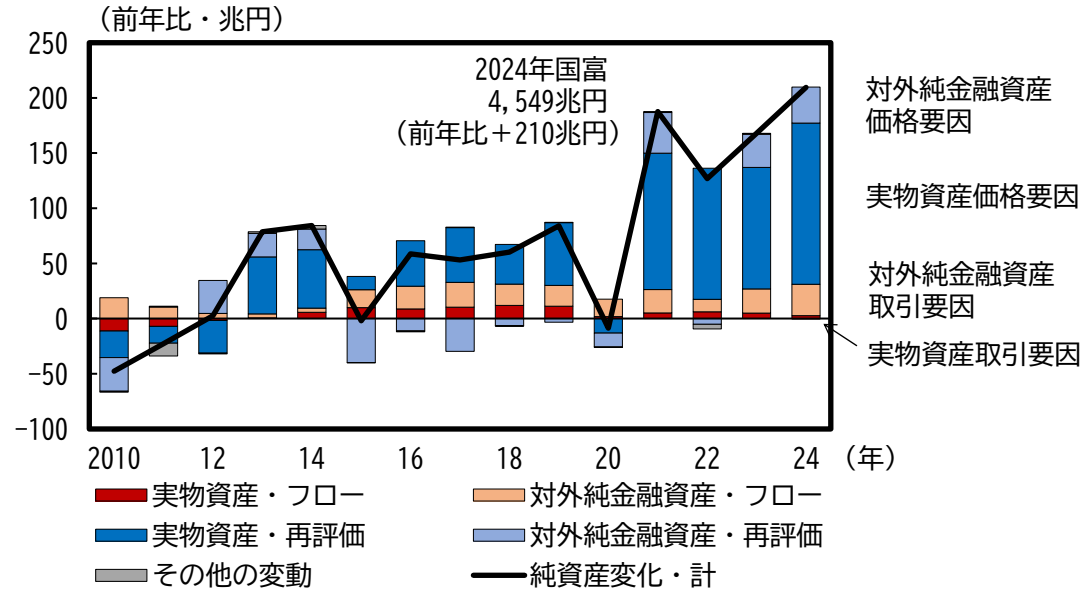


(備考) 1. 上図は、財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。
 2. 下図は、日本銀行、Bloombergにより作成。対ドル名目為替レートは中心相場の月中平均。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。

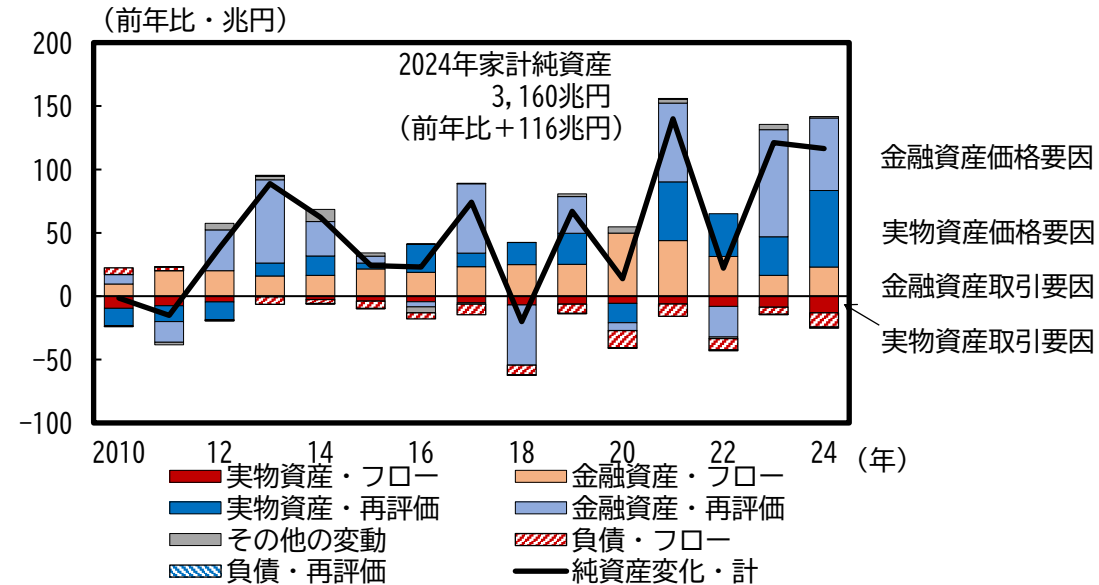
国富の増加



国富の変化要因



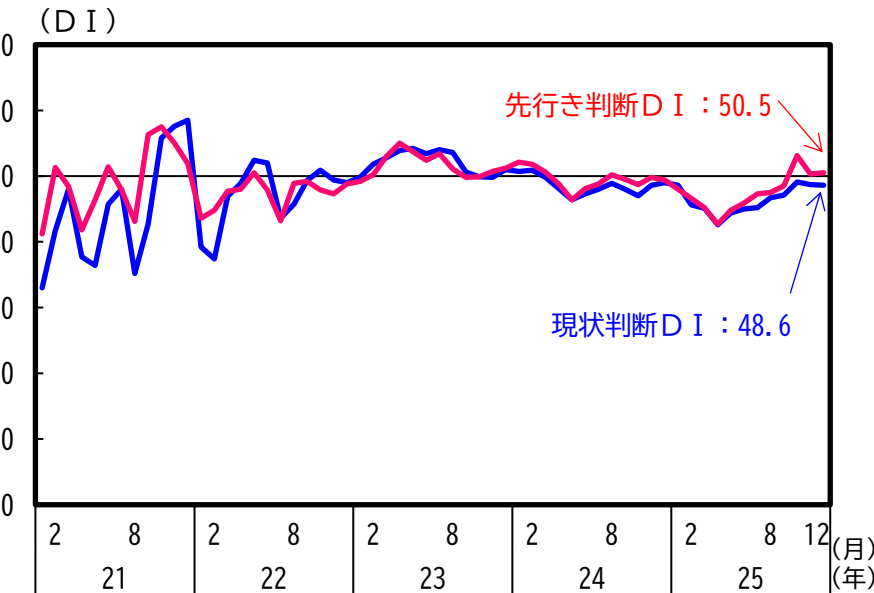
家計純資産の変化要因



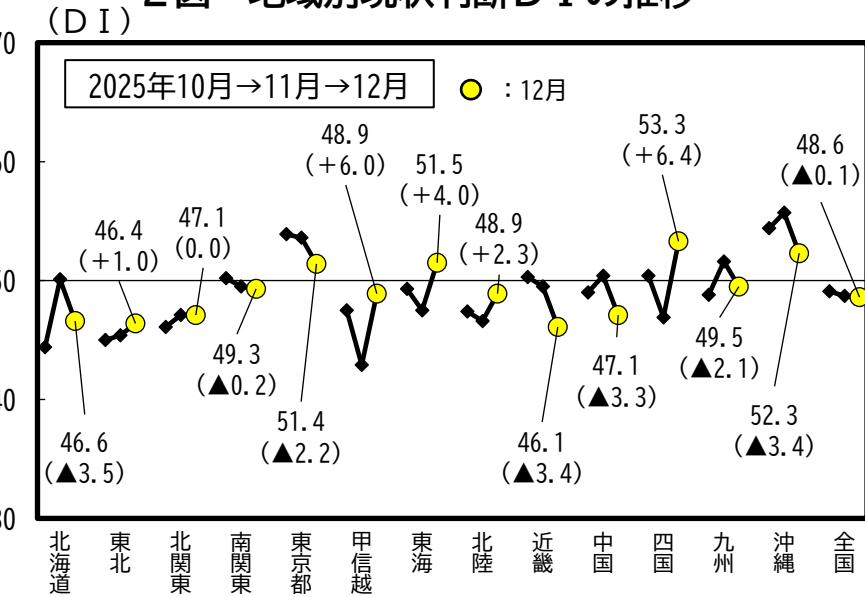
(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。各年末時点。右図のうち資産の「フロー」はそれぞれ資本、金融勘定の値、「再評価」は調整勘定の再評価勘定。右上図の「対外純金融資産」の各要因は、金融資産側の各要因から(金融)負債側の各要因を差し引いて計算。「その他の変動」は、純資産の変化と各項目の残差として計算。

3図 地域別景気判断理由の概要（現状判断、12月）

1図 現状判断D I・先行き判断D Iの推移（全国）



2図 地域別現状判断D Iの推移



地域名	プラス要因のコメント	マイナス要因のコメント
北海道	国内の建設投資は、公共投資も民間投資も堅調に推移している。（その他サービス業【建設機械リース】）	例年であれば、年末に向けて来客数が増えていく時期であるが、今年は閑散としている。また、来店した客についても、価格にシビアな反応が目立った。（衣料品専門店）
東北	客単価が上がっている。来客数も前年比で減少していない。（スーパー）	気温が高く雪がないため、長靴やブーツなどの冬物商材が全く売れない。（その他専門店【靴】）
北関東	物価高もあり値上げもしたが、客は納得している。コロナ発生前のような大人数の宴会は減ったが、今は少人数で予算は比較的高めの傾向にある。（一般レストラン）	紅葉シーズンが終わりを告げた頃から、来客数が大きく減ってきて、観光入込客数では前年を下回っている。年明けの1月の予約も非常に悪い。（観光型ホテル）
南関東	電子部品の価格はいまだに上昇傾向が続いており、当社としても非常に良い影響が現れている。（電気機械器具製造業）	忘年会の予約が明らかに減っている。客単価も落ちている。（その他飲食【居酒屋】）
甲信越	ボーナス支給後、クリスマスや年末年始需要に関連した商材の販売は増加している。（コンビニ）	プレー予約の伸びの悪さや購入物の単価低下などから、やや悪くなっている。（ゴルフ場）
東海	宿泊は年末に向けて観光需要がある。中国からのインバウンドは減ってはいるものの、観光、ビジネス共に需要がある。レストランと宴会は忘年会の需要がある。（都市型ホテル）	消費者は、身の回りでの様々な物価上昇に慣れてきた一方、必要のない物は買わないという2極化の動きが進んでいる。（食料品製造業）
北陸	ボーナスが支給された影響もあり、今月は年末にかけて売上が増加している。おこめ券の配布などが発表され、物価高に対する一定の安心感がみられ、娯楽に掛ける費用が増加したと考えている。（競輪場）	物価上昇に伴い、買上点数が減少している。また、ぜいたく品や高単価の商品は今まで以上に売れにくくなっている。（一般小売店【鮮魚】）
近畿	11月に料金を10%ほど値上げした影響もあり、売上は伸びている。年末に近くなって飲み会などが増え、タクシーの利用も増えている。（タクシー運転手）	インバウンドは特に航空便の減便などで中国からの客が減少し、免税売上が前年比で大きく減少している。（百貨店）
中国	大手自動車メーカー及びサプライチェーンが多忙であることから、受注が堅調である。（輸送用機械器具製造業）	年末商戦真っただ中ではあるが、相次ぐ値上げの影響により、婦人服や洋品など買回品を中心に厳しい売上状況が続いている。（百貨店）
四国	繁華街の来客数が前年より増加し、飲食店の来客数も多く客単価も上昇している。物価上昇を少しずつ受け入れてきている様子がうかがえる。（一般小売店【生花】）	資材価格の高止まりにより建築価格が高騰しているが、価格転嫁が十分にできていない。（建設業）
九州	増員や繁忙期対応等の派遣求人数の問合せが増えている。派遣の紹介予定の案件なども微増ではあるが動きがある。（人材派遣会社）	歳末セールスの時期になったが商店街への来客数が少なく、食料品を扱う店舗以外の店舗では来客数、売上は共に減少している。客の購買意欲も以前程なく、物価高の影響が大きい。（商店街）
沖縄	文具の売上が大幅に前年を上回っている。インバウンドや県民の消費も増加している。（その他専門店【書籍】）	12月後半より雨天が続く、屋外施設も多いため、来場者数が減少している。（観光名所）

（備考）1図、2図は季節調整値。

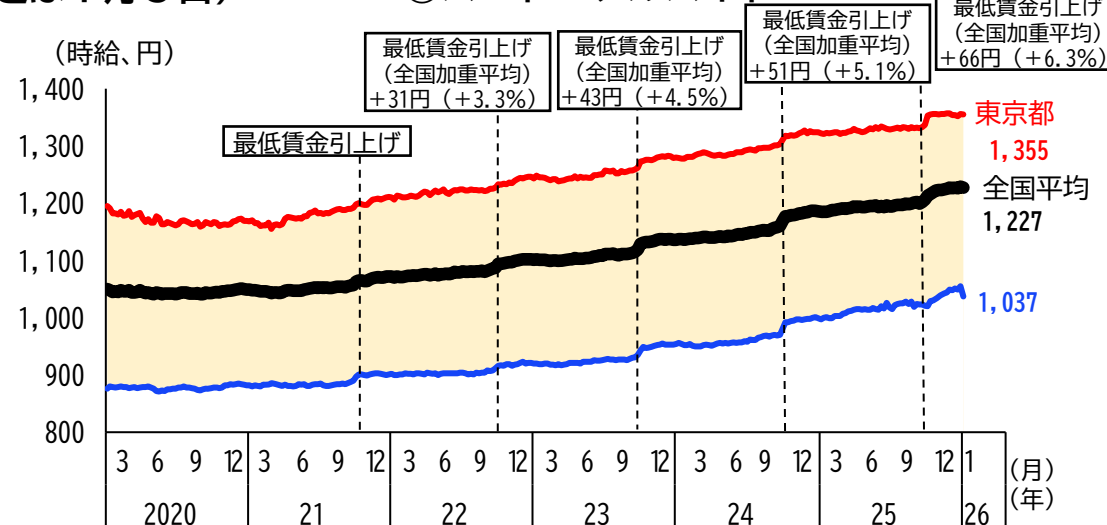
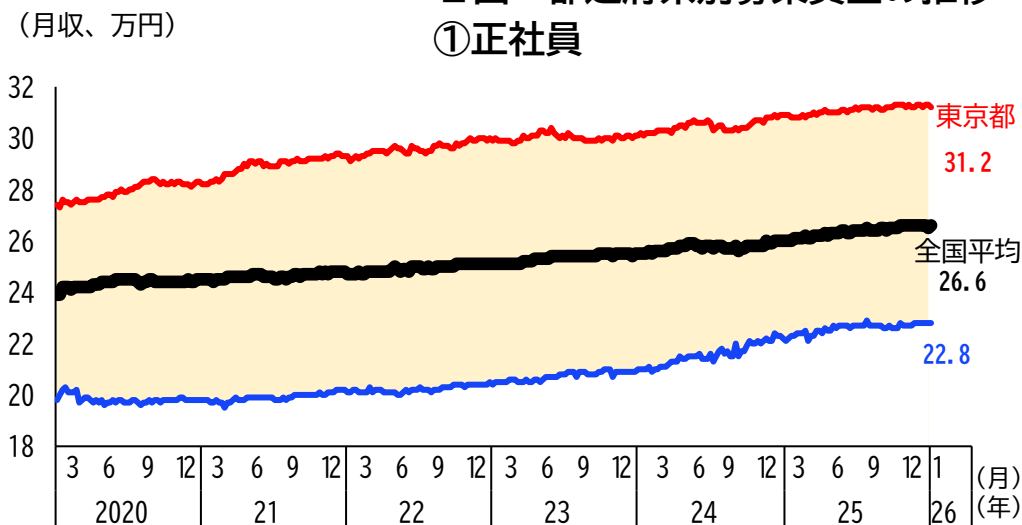
1 図 令和7年度都道府県別最低賃金の改定及びパート・アルバイトの平均募集賃金の状況

	最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金			最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金			最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金	
	引上げ後 金額	引上げ額 (率)	発効日	金額 (1/5)	上昇率※		引上げ後 金額	引上げ額 (率)	発効日	金額 (1/5)	上昇率※		引上げ後 金額	引上げ額 (率)	発効日	金額 (1/5)	上昇率※
全国	1,121円	66円 (6.26%)	-	1,227円	2.51%	富山県	1,062円	64円 (6.41%)	10月12日	1,159円	1.49%	島根県	1,033円	71円 (7.38%)	11月17日	1,133円	3.38%
北海道	1,075円	65円 (6.44%)	10月4日	1,176円	2.53%	石川県	1,054円	70円 (7.11%)	10月8日	1,135円	2.34%	岡山県	1,047円	65円 (6.62%)	12月1日	1,137円	2.90%
青森県	1,029円	76円 (7.97%)	11月21日	1,037円	0.88%	福井県	1,053円	69円 (7.01%)	10月8日	1,146円	1.33%	広島県	1,085円	65円 (6.37%)	11月1日	1,152円	2.49%
岩手県	1,031円	79円 (8.30%)	12月1日	1,117円	2.20%	山梨県	1,052円	64円 (6.48%)	12月1日	1,144円	1.96%	山口県	1,043円	64円 (6.54%)	10月16日	1,130円	2.63%
宮城県	1,038円	65円 (6.68%)	10月4日	1,168円	3.36%	長野県	1,061円	63円 (6.31%)	10月3日	1,170円	2.90%	徳島県	1,046円	66円 (6.73%)	2026年1月1日	1,145円	1.96%
秋田県	1,031円	80円 (8.41%)	2026年3月31日	1,082円	0.28%	岐阜県	1,065円	64円 (6.39%)	10月18日	1,169円	3.36%	香川県	1,036円	66円 (6.80%)	10月18日	1,159円	3.11%
山形県	1,032円	77円 (8.06%)	12月23日	1,104円	2.70%	静岡県	1,097円	63円 (6.09%)	11月1日	1,175円	2.53%	愛媛県	1,033円	77円 (8.05%)	12月1日	1,111円	2.68%
福島県	1,033円	78円 (8.17%)	2026年1月1日	1,176円	3.98%	愛知県	1,140円	63円 (5.85%)	10月18日	1,232円	2.16%	高知県	1,023円	71円 (7.46%)	12月1日	1,119円	2.10%
茨城県	1,074円	69円 (6.87%)	10月12日	1,187円	2.95%	三重県	1,087円	64円 (6.26%)	11月21日	1,179円	2.97%	福岡県	1,057円	65円 (6.55%)	11月16日	1,146円	3.43%
栃木県	1,068円	64円 (6.37%)	10月1日	1,154円	2.85%	滋賀県	1,080円	63円 (6.19%)	10月5日	1,202円	2.65%	佐賀県	1,030円	74円 (7.74%)	11月21日	1,093円	2.92%
群馬県	1,063円	78円 (7.92%)	2026年3月1日	1,129円	2.08%	京都府	1,122円	64円 (6.05%)	11月21日	1,218円	2.18%	長崎県	1,031円	78円 (8.18%)	12月1日	1,136円	2.71%
埼玉県	1,141円	63円 (5.84%)	11月1日	1,227円	2.85%	大阪府	1,177円	63円 (5.66%)	10月16日	1,311円	1.86%	熊本県	1,034円	82円 (8.61%)	2026年1月1日	1,124円	3.40%
千葉県	1,140円	64円 (5.95%)	10月3日	1,272円	2.33%	兵庫県	1,116円	64円 (6.08%)	10月4日	1,240円	2.48%	大分県	1,035円	81円 (8.49%)	2026年1月1日	1,108円	2.21%
東京都	1,226円	63円 (5.42%)	10月3日	1,355円	1.65%	奈良県	1,051円	65円 (6.59%)	11月16日	1,181円	2.79%	宮崎県	1,023円	71円 (7.46%)	11月16日	1,053円	1.94%
神奈川県	1,225円	63円 (5.42%)	10月4日	1,328円	2.15%	和歌山県	1,045円	65円 (6.63%)	11月1日	1,163円	2.11%	鹿児島県	1,026円	73円 (7.66%)	11月1日	1,099円	3.00%
新潟県	1,050円	65円 (6.60%)	10月2日	1,146円	2.23%	鳥取県	1,030円	73円 (7.63%)	10月4日	1,107円	1.10%	沖縄県	1,023円	71円 (7.46%)	12月1日	1,107円	4.43%

2 図 都道府県別募集賃金の推移 (最新週は1月5日)

① 正社員

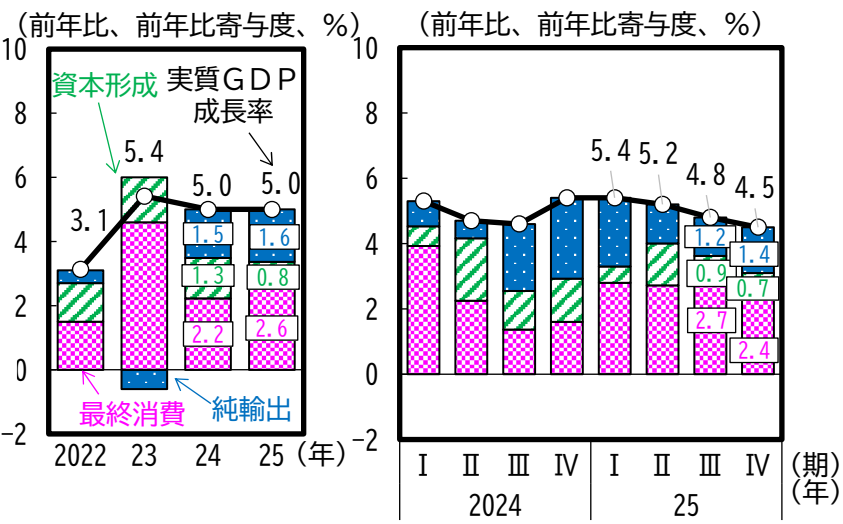
② パート・アルバイト



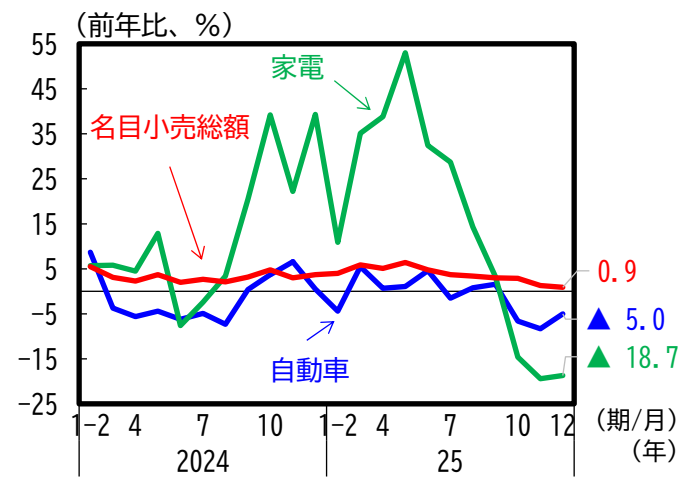
(備考) 1. 1 図は、厚生労働省、各都道府県労働局公表資料及び株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。※は各都道府県の地方最低賃金審議会における答申前から1月5日時点までの募集賃金の上昇率。
2. 2 図は、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。

中国経済 ~景気は緩やかに減速している~

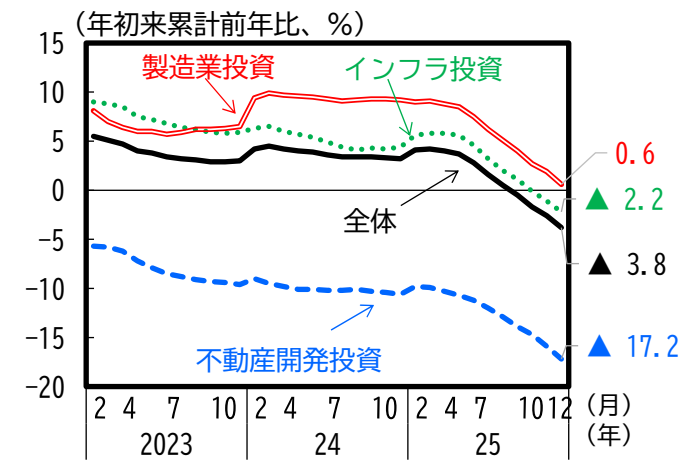
実質GDP成長率



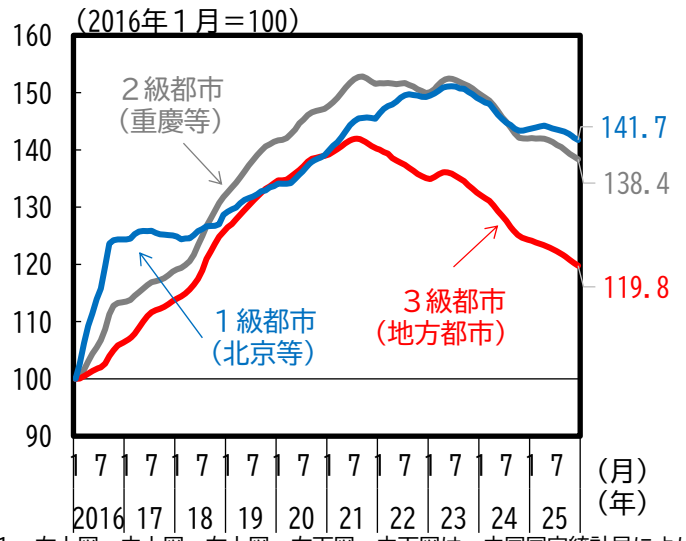
名目小売



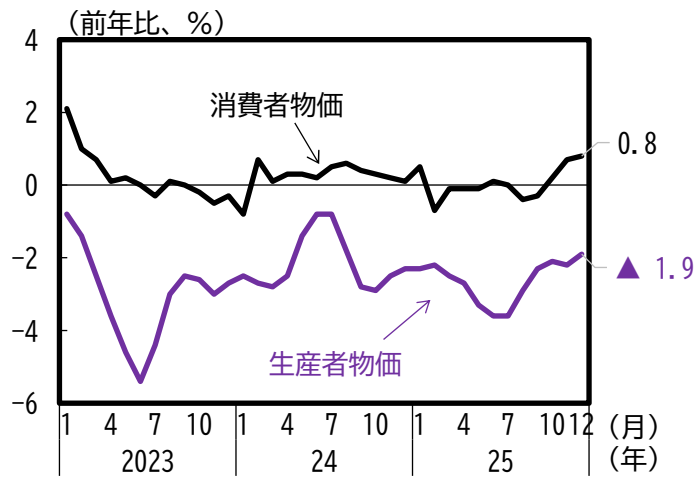
名目固定資産投資



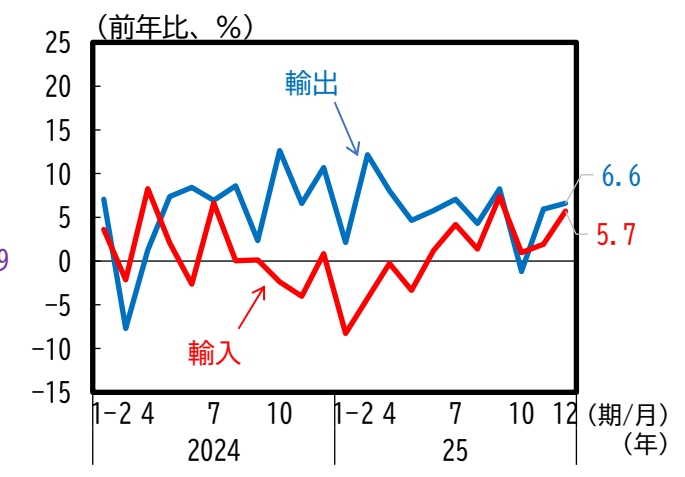
新築住宅販売価格



物価



財輸出入



(備考) 1. 左上図、中上図、右上図、左下図、中下図は、中国国家统计局により作成。
2. 右下図は、中国海関総署により作成。金額ベース。

参考 米国の通商政策の動向関連 (概要)

(日本時間 1月21日時点)

国・地域	相互関税率(%)		その他追加関税率(%)	現在の追加関税率(%)	備考
	4/2発表	7/31発表			
日本	24	15	—	15(*)	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される(8月7日から遡及して適用)。 ○航空機・同部品(無人機を除く)を追加関税の対象から除外(9月16日から適用)。 ○米国において入手不可能な天然資源・ジェネリック医薬品(その原材料及び化学前駆体を含む)を日本に対する相互関税の対象から除外。 具体的な対象品目及び適用開始時期については、商務長官が決定。
EU	20	15(*)	—	15(*)	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される(8月7日から適用)。 ○米国において入手不可能な天然資源(コルクを含む)、航空機・同部品(無人機を除く)、ジェネリック医薬品(その原材料及び化学前駆体を含む)を追加関税の対象から除外(9月1日から遡及して適用)。
英国	10	10	—	10	—
中国	34	10(*)	10(**)	20	(*)5月14日以降、34%の相互関税率が一時的に10%に引き下げられている(2026年11月10日まで継続)。 (**)不法移民や違法薬物等を理由とした追加関税が20%課されていたが、10%に引き下げられた(11月10日発動)。
ベトナム	46	20	—	20	—
台湾	32	20	—	20(*)	(*)2026年1月15日、米国商務省は台湾に対する追加関税について、以下の内容で合意したと発表。具体的な適用開始時期は、今後決定。 ○相互関税率を20%から上限15%に。 ○品目別関税について、自動車部品及び木材・同派生品への追加関税率を上限15%に。 ○ジェネリック医薬品(原材料を含む)、航空機部品、米国において入手不可能な天然資源を相互関税の対象から除外。 ○対米投資を行う半導体製造企業に対して、一定の関税免除措置を実施。
韓国	25	15	—	15(*)	(*)既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される(11月14日から遡及して適用)。 ○航空機・同部品(無人機を除く)を追加関税の対象から除外(11月14日から遡及して適用)。
タイ	36	19	—	19	—
インド	26	25	25(*)	50(*)	(*)ロシア産原油の輸入を理由に、8月27日から25%の追加関税が発動。
ブラジル	10	10	40(*)	50(*)	(*)オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、8月6日から40%の追加関税が発動。
メキシコ	—	—	25	25	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動。なお、予定されていた8月1日からの30%への引上げは延期に。
カナダ	—	—	35	35	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動。8月1日から35%へ引上げ。

品目	発動日	追加関税率(%)	備考
自動車・同部品	完成車4/3 同部品5/3	25(*)	日本、EU、英国、韓国、USMCAの原産地規則等の例外あり。 (*)日本・EU・韓国は15%(既存の2.5%の関税率を含む)に引下げ。 適用時期:(日本)9月16日~(EU)8月1日~(遡及適用)(韓国)11月1日~(遡及適用)
鉄鋼・アルミニウム ・同派生品	3/12	50	6月23日以降、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を鉄鋼派生品として追加。 8月18日以降、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として追加。
銅の半製品・同派生品	8/1	50	当面の間、精錬銅は適用対象外。
木材	10/14	10	—
木材派生品		25(*)	(*)EU・日本・韓国(11月14日から遡及適用)は15%(既存の関税率を含む)。英国は10%。
中型・大型トラック ・同部品	11/1	25	USMCAの原産地規則等の例外あり。
バス		10	

相互関税の適用除外品目

○4月2日、相互関税の適用除外品目(鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等)を公表。
 ○4月11日、相互関税の適用除外品目の「半導体」の定義を明確化(スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置等)。
 ○9月5日、相互関税の適用除外品目から特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品を削除。金関連製品、安全保障を理由とした調査の対象となっている特定の重要鉱物(ニッケル等)、特定の医薬品を追加。
 ○9月5日、各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目(特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品)を公表。
 ○11月14日、相互関税の適用除外品目に特定の農産品(コーヒー、バナナ、牛肉等)を追加。

(備考) 1. 全ての表は、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。
 2. 上表の国・地域のうち、英国、ブラジルとの財貿易収支は黒字。
 3. 中央表には既に関税が発動済の主な品目を掲載。これらの品目以外に医薬品、航空機・同部品等について安全保障を理由とした調査が実施されている。

相互関税

大統領令 (2025/4/2署名)

- 国際緊急経済権限法 (IEEPA) に基づき、以下の措置を講ずる。貿易赤字とその根底にある非互恵的待遇が解決されたと大統領が判断するまで有効。
 - 全ての国に対して、**4月5日から10%の関税**を課す。
 - 大統領令の付属書で定める国 (日本を含む57か国) に対して、**4月9日から付属書で定める関税**を課す。
 - **以下は除外**：IEEPA対象品目及び1962年米国通商拡大法第232条措置の対象品目 (鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等) 並びに経済制裁中の国 (キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ)
 - 相手国が報復措置をとった場合には関税を引き上げ、非互恵的貿易関係を是正し経済及び国家安全保障に関して米国と足並みを揃える措置をとった場合には引き下げることが可能。
 - カナダ及びメキシコについては、既存の関税措置 (相手国別①参照) は引き続き有効。ただし、同関税措置終了後は、USMCAの適用を受けない品目については、12%の相互関税を適用。
- **4月10日から7月9日までの間**、国別の関税率 (上乘せ分、日本は24%) を停止し、一律に**10%の追加関税**を課す (4/9大統領令署名)。
- **4月11日署名の大統領令**において、**除外品目の「半導体」の定義を明確化 (4月5日から遡及して適用)**。
除外品目：スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ、SSD、電子集積回路等
- **7月7日署名の大統領令**において、国別の関税率 (上乘せ分) の一時停止期限を**8月1日まで延長 (※1)**。
- **7月31日署名の大統領令**において、各国・地域別の関税率が改定。**8月7日から適用**。迂回輸出と判断された輸入品には40%の追加関税。
- **9月5日署名の大統領令**において、相互関税の適用除外品目から特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品を削除。金関連製品、安全保障を理由とした調査の対象となっている特定の重要鉱物 (ニッケル等)、特定の医薬品を追加 (**9月8日から適用**)。各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目 (特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品) を公表。
- **11月14日署名の大統領令**において、相互関税の適用除外品目に**特定の農産品 (コーヒー、バナナ、牛肉等)**を追加 (**11月13日から適用**)。

<主要国・地域の相互関税率の推移>

- 【**日本 (※2)**】 24%→10% (4月10日から7月9日まで。その後、(※1)により、8月1日まで延長) →**15% (8月7日から)**
(2024年の米国の財輸入額:1,484億ドル (米国の財輸入全体の4.5%)、米国の貿易収支:▲694億ドル (米国の貿易赤字全体の5.8%))
 - 【**EU (※2)**】 20%→10% (4月10日から7月9日まで。その後、(※1)により、8月1日まで延長) →**15% (8月7日から)**
(6,057億ドル (18.5%)、▲2,359億ドル (19.6%))
 - 【**英国**】 **10%** (682億ドル (2.1%)、114億ドル (-))
 - 【**中国**】 34%→84% (4/8大統領令署名) →125% (4/9大統領令署名) →34% (5月12日、8月11日、**11月4日署名の大統領令により2026年11月10日まで10%に引下げ**)
※中国からの輸入に対する追加関税率は、**計20%** (相互関税率10%+違法薬物等を理由とする追加関税率10%)
(4,387億ドル (13.4%)、▲2,955億ドル (24.5%))
 - 【**台湾**】 32%→10% (4月10日から7月9日まで。その後、(※1)により、8月1日まで延長) →**20% (8月7日から)** →上限15% (2026年1月15日に合意発表。適用開始時期は未定。)
(1,163億ドル (3.6%)、▲737億ドル (6.1%))
 - 【**韓国 (※2)**】 25%→10% (4月10日から7月9日まで。その後、(※1)により、8月1日まで延長) →**15% (8月7日から)**
(1,316億ドル (4.0%)、▲660億ドル (5.5%))
 - 【**インド**】 26%→10% (4月10日から7月9日まで。その後、(※1)により、8月1日まで延長) →**25% (8月7日から)** →**50% (8月27日から。ロシア産原油の輸入を理由に、25%追加)** (873億ドル (2.7%)、▲458億ドル (3.8%))
 - 【**ブラジル**】 10%→**50% (8月6日から。オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、40%追加 (農産品、航空機部品等は適用除外))**
(423億ドル (1.3%)、68億ドル (-))
- (※2) EU・日本・韓国については、既存の関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。
(適用開始時期…EU: 8月7日~。日本: 8月7日~ (遡及適用)。韓国: 11月14日~ (遡及適用)。)

<参考>

- 【**カナダ**】 2024年の米国の財輸入額:4,119億ドル (米国の財輸入全体の12.6%)、米国の貿易収支:▲620億ドル (5.1%)
- 【**メキシコ**】 5,055億ドル (15.5%)、▲1,715億ドル (14.2%)

(備考) ホワイトハウスHP、各種公表情報、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

() 内は、2024年の米国の財輸入全体 (3.3兆ドル)、財の貿易赤字全体 (1.2兆ドル) に占めるシェア。

大統領令（2025/2/10署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、**3月12日以降**、鉄鋼・アルミニウムの輸入に一律で**25%の追加関税**を課す。課税を免除する既存の例外措置は全て失効。→**3月12日、実際に発動。例外措置はなし。**
- 4月2日、ビールと空のアルミニウム缶を、アルミニウム派生品として関税対象に追加（**4月4日から発動**）。
- 6月3日署名の大統領令**において、**6月4日以降**、鉄鋼・アルミニウムの輸入に対する追加関税率を**25%から50%に引上げ**。ただし、英国からの輸入品に対する追加関税率は25%で維持。
- 6月16日、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を、鉄鋼派生品として関税対象に追加（**6月23日から発動**）。
- 8月15日、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として関税対象に追加（**8月18日から発動**）。
- 【カナダの対抗措置】
- 3月12日、カナダ政府は、3月13日から米国から輸入される鉄鋼、アルミニウム製品及びその他の財合計298億カナダドル分に対して25%の追加関税を課すことを発表（3月13日発動）。
- 3月13日、カナダ政府は、WTOに提訴。
- 【EUの対抗措置】
- 3月12日、欧州委員会は、EU域内への米国からの輸入品に対して2段階のアプローチに基づき対抗措置を発動することを発表。
 - ①第一次トランプ政権時代の既存の米国への対抗措置（バーボン、オートバイ等への追加関税措置、2021年から一時停止）を4月1日に再導入。→3月20日、4月中旬に延期することを発表。
 - ②米国からEUへの輸出品に対する新たな対抗措置パッケージを準備。4月中旬までに発効予定。
- 4月9日、欧州委員会は、4月15日から対抗措置を発動することを発表。
 - 4月10日、対抗措置の発動を90日間延期することを発表。
 - 4月14日、対抗措置の発動延期を7月14日までとする旨発表。
 - 7月14日、対抗措置の発動延期を8月6日までとする旨発表。
 - 8月5日、対抗措置の発動延期を継続する旨発表。
- **日本の対米輸出**：鉄鋼約3,027億円（日本の対米輸出の1.4%）、アルミニウム約246億円（0.1%）、派生品約1.6兆円（7.7%）
- ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リストから計算すると米国向け全体の6.0%（うち派生品4.75%（3月12日時点）→4.75%（4月4日から追加）→4.77%（6月23日から追加））

鉄鋼・アルミニウム

大統領令（2025/4/29署名）

- 複数の関税が同一の品目に重複して適用されることを回避するための手続きを定める（3月4日まで遡及して適用）。
 - ①自動車関税の対象品目は、②対カナダ・メキシコ関税及び③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。
 - ②対カナダ・メキシコ関税の対象品目は、③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。
 - ③鉄鋼、アルミニウムの両方の関税が適用される要件を満たしている品目については、両方の関税の対象となる。

関税品目の重複適用の回避

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
 () 内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。
 日本の対米輸出額については、6月23日までに発動された関税対象品目に基づいて算出した値。

自動車

大統領令（2025/3/26署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、自動車（完成車（乗用車、小型トラック））の輸入については**4月3日以降**、自動車部品の輸入については**5月3日以降**、**25%の追加関税**を課す。ただし、USMCAの対象となる自動車（完成車）については、米国外部分（その価値全体から米国内で取得、完全に生産又は実質的変更が加えられた価値を除いた部分）のみが追加関税の対象となるとしている。また、USMCAの対象となる自動車部品については、米国外部分のみに課税する手続きが定められるまでは、追加関税の対象とならないこととしている。
- **4月29日署名の大統領令**により、米国内で組み立てられた自動車に要した部品への関税を減免する制度が設けられた。指定期間内に組み立てられた自動車のメーカー希望小売価格の合計額（A）のうち、下記の一定割合分に相当する還付金が申請可能に。
 - ・ 3.75%（=（A）×15%×追加関税率25%）（2025年4月3日～2026年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象）
 - ・ 2.50%（=（A）×10%×追加関税率25%）（2026年5月1日～2027年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象）
 ※還付金は、自動車製造者の自動車部品関税負担額の総額を上限とする。
- **10月17日署名の大統領令**により、上記の自動車部品関税の減免措置について、適用期間が2030年まで延長。
 - ・ **3.75%**（=（A）×**15%**×追加関税率25%）（**2025年4月5日～2030年4月30日**までの期間に組み立てられたものが対象）
- 【国・地域ごとの特例】
- 日本・EU・韓国は、追加関税率25%を**15%（既存の2.5%の関税率を含む）**に**引下げ**（既存の関税率が15%以上の品目には追加関税を課さない）。適用時期は以下のとおり。
 - ・ 日本：**9月16日**～（9月4日署名の大統領令で決定）
 - ・ EU：**8月1日**～（9月25日付官報で公示。遡及適用）
 - ・ 韓国：**11月1日**～（12月4日付官報で公示。遡及適用）
- 【カナダの対抗措置】
- 4月3日、カナダのカーニー首相は対抗措置として、米国から輸入されるUSMCAの対象とならない自動車（完成車）及びUSMCAの対象となる自動車（完成車）のうちカナダ・メキシコ外部分に25%の関税を課すことを発表（4月9日発動）。
- **日本の対米輸出**：自動車約6兆円（日本の対米輸出の28.3%）、自動車部品約1.2兆円（5.8%）、車両用エンジン及び同部品約3,762億円（1.8%）
- ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リスト（4月3日付官報で公示）から計算すると、自動車・同部品は米国向け全体の38.1%（うち自動車（完成車）27.2%、「自動車部品」と位置付けられているもの（エンジンやリチウムイオン電池等も含む）10.9%）

大統領令（2025/7/30署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、**銅の半製品及び銅派生品の輸入**について、**8月1日以降**、**50%の追加関税**を課す。なお、当面の間、精錬銅は適用対象外。
- **日本の対米輸出**：銅の半製品及び銅派生品約663億円（0.3%）

銅

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

木材・同派生品

大統領令（2025/9/29署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、木材・同派生品の輸入について、10月14日以降、以下の追加関税をそれぞれ課す。
 - ・木材及び製材：10%
 - ・布張りの木材製品（カウチ、ソファ、椅子など）：25%（2027年1月1日以降、30%に引上げ予定）
 - ・キッチンキャビネット、洗面化粧台及び同部品：25%（2027年1月1日以降、50%に引上げ予定）
 - ただし、英国、EU、日本、韓国については、米国との合意を踏まえた例外規定が設けられている。
 - ・英国：10%
 - ・EU・日本・韓国：15%（既存の関税率を含む）（※韓国は11月14日以降分から適用（12月4日付官報で公示。遡及適用））
- 日本の対米輸出：木材・同派生品約35億円（0.02%）

中型・大型トラック

大統領令（2025/10/17署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、中型・大型トラック・同部品の輸入について、11月1日以降、25%の追加関税を課す。また、バスの輸入については、10%の追加関税を課す。
 - 米国内で組み立てられた中型・大型トラックに要した部品への関税を減免する制度が、自動車と同様に設けられた。指定期間内に組み立てられた車両の価値（A）のうち、下記の一定割合分に相当する還付金が申請可能に。
 - ・3.75%（=（A）×15%×追加関税率25%）（2025年11月1日～2030年10月31日までの期間に組み立てられたものが対象）
 - USMCAの適用対象となる中型・大型トラックについては、米国外部分に対してのみ関税が適用される。
 - 鉄鋼・アルミニウム、自動車・同部品、銅、木材に対する品目別関税と重複しない。
- 日本の対米輸出：中型・大型トラック約1,190億円（0.6%）（※同部品を除く）

半導体

大統領令（2026/1/14署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、特定の仕様を満たす先端半導体の輸入について、1月15日以降、25%の追加関税を課す。
 - ※ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合は、追加関税の対象外に。
 - ・輸入される半導体が、米国内において、次のいずれかの用途で用いられる場合。
 - …データセンターでの使用、修理・交換、研究開発、スタートアップ企業による使用、非データセンター向け民生用途、公共部門での使用
 - ・商務長官が、米国内のサプライチェーン強化または米国内での半導体等の製造能力強化に寄与すると判断した場合。
 - ※追加関税の対象となった半導体については、他の品目別関税、相互関税及びカナダ・メキシコに対する追加関税措置は適用されない。
- 商務長官及び米国通商代表（USTR）は、半導体等の輸入に伴う安全保障上の脅威に対処するため諸外国との交渉を実施・継続し、その交渉状況を90日以内に大統領に報告。
 - 当該報告を踏まえ、大統領は半導体、半導体製造装置及びその派生品への広範な関税賦課について検討。

参考 米国の通商政策の動向関連（品目別④）

（日本時間 1月21日時点）

医薬品	<p>官報（2025/4/16付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、半導体と医薬品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月7日までパブリックコメントを受付。 □ 日本の対米輸出：医薬品約4,115億円（1.9%）
	<p>大統領令（2025/4/15署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、重要鉱物等（レアアース、重要鉱物の加工品・派生品を含む）の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①米国の国家安全保障に脅威を及ぼすか否かの判断や、②追加関税等の措置の提言を含めた報告書を大統領に提出。 <p>官報（2025/4/25付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、重要鉱物等の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。 <p>大統領令（2026/1/14署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務長官及びUSTRに対して、重要鉱物等の輸入に関する国家安全保障上の脅威に対処するため、今後、貿易相手国との協議を進めるよう指示。 ● 商務長官及びUSTRは、協議の状況または結果について、180日以内に大統領に報告。
重要鉱物	<p>官報（2025/5/13付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、民間航空機、ジェットエンジン、同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、6月3日までパブリックコメントを受付。
民間航空機	<p>官報（2025/7/16付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、ポリシリコンと無人航空機システム（ドローン等）の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、8月6日までパブリックコメントを受付。
ポリシリコン・無人航空機システム	<p>官報（2025/8/25付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、風力タービン・同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、9月9日までパブリックコメントを受付。
風力タービン	<p>官報（2025/9/26付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、個人用防護具（PPE）、医療消耗品及び医療機器の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。
医療用品・医療機器	<p>官報（2025/9/26付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、産業機械の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。
産業機械	<p>官報（2025/9/26付公示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、産業機械の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

対カナダ
対メキシコ

大統領令（2025/2/1署名）

- 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、国際緊急経済権限法（IEEPA）における「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。
- 危機が緩和されるまでの間、カナダとメキシコからの輸入品に2月4日から25%の追加関税を課す（カナダから輸入されるエネルギー資源は10%）。

大統領令（2025/2/3署名）

- 2月1日の大統領令を改正し、関税措置を3月4日まで停止。→ **3月4日、25%の追加関税を発動。**

大統領令（2025/3/6署名）

- **3月7日**以降、追加関税率は**原則25%**とした上で、以下の例外措置（※）を設けた。
 - ・ **USMCAの適用を受ける財**（原産地規則等を満たすもの）は**適用除外**
 - ・ **塩化カリウムは10%**
 - ・ **カナダから輸入されるエネルギー資源は10%**（2月1日付大統領令で規定、3月4日から発動済）

【カナダの対抗措置】

- 3月3日、カナダのトルドー首相（当時）は対抗措置として、米国からの輸入品総額1,550億カナダドルに対する25%の報復関税（300億カナダドル分は3月4日から、1,250億カナダドル分は3月25日から発動）を発表。3月6日、カナダのルブラン財務大臣（当時）は、米国の関税猶予措置を受け、1,250億カナダドル分の報復関税を4月2日まで実施しないとSNSに投稿。
- 8月22日、カナダのカーニー首相は、USMCAの適用を受ける米国製品（鉄鋼・アルミニウム、自動車は除く）について、9月1日から報復関税を撤廃すると発表。

【メキシコの対抗措置】

- メキシコのシェインバウム大統領は、3月4日、記者会見で、報復関税を含む対抗措置を3月9日に発表すると発言していたが、3月6日、米国の関税猶予措置を受け、対抗措置発表の見送りを表明。

大統領令（2025/7/31署名）

- カナダから米国に流入する違法薬物に対し、カナダが十分な対策を取っていないこと、米国に対し報復関税を発動したことを理由に **8月1日**以降、追加関税率は**原則35%**に変更。迂回輸出と判断された輸入品については40%の追加関税が課される。（※）の例外規定については継続。

メキシコへの関税措置（2025年8月以降）について

- トランプ大統領は、7月31日、自身のSNSで、メキシコのシェインバウム大統領との電話会談を踏まえ、メキシコに対する追加関税率を8月1日から30%に引き上げる措置を90日間延期する旨を投稿。
- メキシコのシェインバウム大統領は、10月25日にトランプ大統領と電話会談を行い、適用が延期されている追加関税率の引上げ措置について数週間後に再び話し合うことで合意した旨を、10月27日に発表。

対中国	<p>大統領令（2025/2/1署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、IEEPAにおける「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、中国からの輸入品に2月4日から10%の追加関税を課す。 <p>【中国の対抗措置（2月4日発表）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の追加関税措置についてWTOに提訴 ・ 米国からの石炭、天然ガスに15%、原油、農業機械、大型自動車、ピックアップトラックに10%の追加関税を課す（2月10日発動） ・ タングステン等の重要鉱物の関連品目に対する輸出管理措置 等
	<p>大統領令（2025/3/3署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中国が違法薬物の問題の緩和に十分な措置を講じていないという事実を踏まえ、3月3日から追加関税を20%に引上げ。 <p>【中国の対抗措置（3月4日発表）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の追加関税措置についてWTOに提訴 ・ 米国の追加関税措置を理由とする米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置（3月10日発動）： 鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花に15%、 ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産品、果物、野菜、乳製品に10% 等
	<p>大統領令（2025/4/2、4/8、4/9、5/12、8/11署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 4月2日署名の大統領令（相互関税の発表）において、中国への相互関税率を34%に設定。 ● 4月8日、9日署名の大統領令において、相互関税率を相次いで引上げ（34%→84%→125%）。 ● 5月12日署名の大統領令において、5月14日以降、相互関税率を125%から34%に引き下げ、90日間のうち10%のみ適用（累計30%）。 ● 8月11日署名の大統領令において、相互関税率34%を10%へ引き下げる措置を90日間（11月10日まで）継続する旨決定。 <p>【中国の対抗措置等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月4日、中国は米国の関税措置についてWTOに提訴。米国から輸入される全品目に対して34%の追加関税を課すことを発表。 ・ 4月9日及び4月11日、米国に対する追加関税率の引上げを相次いで発表（34%→84%→125%）。 ・ 5月12日、追加関税率を125%から34%に引き下げ、90日間のうち10%のみ適用する（5月14日以降）とともに、非関税措置の停止または取り止めを決定した旨発表。 ・ 8月12日、10%への引下げ措置を90日間（11月10日まで）継続する旨を発表。
	<p>大統領令（2025/11/4署名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中国との協議を踏まえ、以下の措置が決定。 <ol style="list-style-type: none"> ①相互関税率34%を10%へ引き下げる措置を1年間（2026年11月10日まで）継続。 ②11月10日以降、違法薬物等を理由とする追加関税率を20%から10%に引下げ。 <p>【中国の対応（11月5日発表）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月10日以降、米国に対する追加関税率34%を10%に引き下げる措置を1年間延長。 ・ 3月4日に発表した、米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置を停止。